

第2章

障がいのある方の現状

本章では、障がい者の概念、障がい者の現状や雇用状況、就学状況、アンケート調査について説明します。

第2章 障がいのある方の現状

第1節 障がい者の概念

1 障がい者の概念

平成13年にWHOが定義した国際生活機能分類(ICF)では、障がいを個人の健康問題だけではなく、社会と個人の背景因子との双方向的な相互作用によって決まるものであると定義されています。すなわち障がいは、個人に帰属するもの(医学モデル)のみではなく諸状態の集合体であり、その多くが社会環境によって作りだされたもの(社会モデル)といえます。

したがって、この問題に取り組むには社会的行動が求められ、障がいのある人の社会生活への参加に必要な環境の変更を社会全体の共同責任であるとしています。ICFは、これらの2つのモデルを統合し、「生物的・心理的・社会的」な包括的アプローチを推奨しています。

また、障害者基本法において、障がい者とは「身体障害、知的障害又は精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」、社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義しています。

私たちは、どのような立場にあっても、「地域社会における共生」、「差別の禁止」、「国際的協調」という障害者基本法の三原則について理解し、社会全体の共同責任として努力しなければなりません。

2 身体障がい者とは

身体障害者福祉法の第4条では「『身体障害者』とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。」と定義しており、その別表において身体障がいの範囲を次の5種類に大別しています。

- ① 視覚障がい
- ② 聴覚又は平衡機能の障がい
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、肝臓の機能の障がい(内部障がい)

これらの機能障がい永続し、その状態により日常生活が著しい制限を受ける者に対し、その程度により1級(重度)から6級(軽度)までの等級評価を付した「身体障害者手帳」が交付されます。

3 知的障がい者とは

知的障がい者については、身体障がい者のように明確な法律上の定義づけがなされていませんが、厚生労働省が5年おきに実施する「知的障害児福祉基礎調査」に用いた用語解説によれば、「知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義し、「知的機能」については標準化された知能検査によって測定された結果、知能指数が概ね70までの者を、「日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）」の組み合わせによって、最重度から軽度までの4段階で知的障がいの状態を判定しています。

なお、知的障がい者に対しては都道府県知事又は指定都市市長が「療育手帳」を交付する制度がとられており、「療育手帳」は障がいの程度により、最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」と判定されています。

4 精神障がい者とは

精神障がい者とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条で「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、その他の精神疾患を有する者」と定義されています。

また、精神障がい者を対象とした「精神障害者保健福祉手帳」の制度は、平成7年10月から開始されました。この制度は、精神障がい者への支援策を推進し、社会復帰や自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものであり、精神障がいのために長期にわたり日常生活もしくは社会生活に制約のある人が手帳の交付対象となり、統合失調症、気分障がい、統合失調感情障がい、てんかん、薬物等の依存症、精神遅滞を除く器質性精神病、発達障がい、その他の精神疾患が主な対象疾患です。等級は1級（重度）から3級（軽度）まであり、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断されます。なお、有効期間は2年間で、2年ごとに医師の診断書等にて更新の手続きが必要となります。

5 障がい児とは

児童福祉法第4条に規定する障がい児とは、満18歳に満たない「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」とされています。

6 指定難病とは

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では「障がい者」の範囲に130の指定難病が加わり、その後、段階的に指定疾病が拡大され、令和6年4月1日には366疾病から369疾病へと見直しが行われる予定となっています。

対象者は障がい者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障がい福祉サービス等²の受給が可能となります。

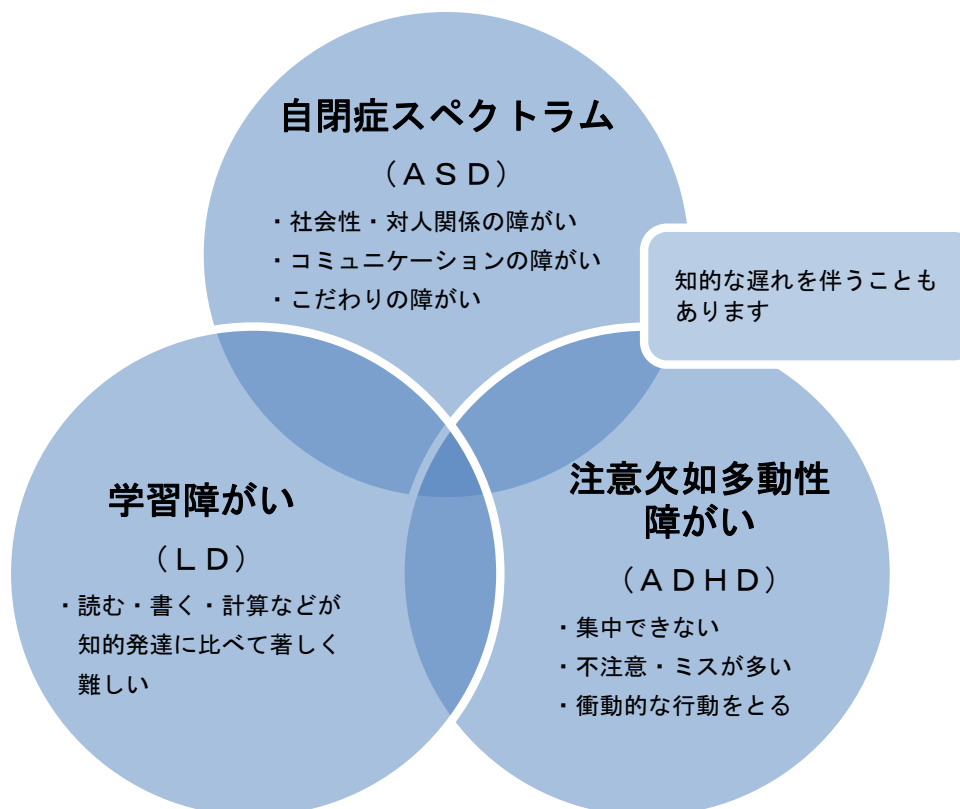
² 障がい者・児については、障がい福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障がい児については、障がい児通所支援。

7 発達障がい者とは

発達障害者支援法では第2条第1項において「『発達障害』とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しており、主な症状や特徴は以下のとおりです。

なお、自閉症やアスペルガー症候群、広汎性発達障がいという名称については、2013年のアメリカ精神医学会の診断基準(DSM-5)発表以降、自閉症スペクトラム(ASD)としてまとめて表現するようになりました。同じく、注意欠陥多動性障がい(ADHD)は近年、注意欠如多動性障がいと訳されるようになっていきます。

名称	症状・特徴など
自閉症スペクトラム(ASD)	次の3つの特徴をもつ障がいで、3歳までには何らかの症状がみられます。 (1) 対人関係、コミュニケーションの障がい (2) 言葉の発達の遅れ (3) 興味や関心が狭く特定のものにこだわる 自閉症の特徴のうち、知的発達の遅れと言葉の発達の遅れを伴わない症状のものもあります。
学習障がい(限局性学習症 LD)	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難がある状態を指すものです。
注意欠如多動性障がい(ADHD)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたします。通常、7歳以前に症状が現れます。



8 高次脳機能障がいとは

交通事故や脳血管障がいなどの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知や行動に生じる障がいで、身体的には障がいが残らないことも多く、外見ではわかりにくい「見えない障がい」とも言われています。

主な特性として、以下のような症状が現れる場合があります。

記憶障がい	すぐに忘れてしまい、新しい出来事を覚えることが苦手なため、何度も同じことを繰り返し質問する。
注意障がい	集中力が続かず、ぼんやりしてしまい、何かをするとミスが多く見られる。 2つのことを同時にしようすると混乱する。 主に左側に注意を向けられず、片側の食べ物や障害物に気が付かないことがある。
遂行機能障がい	自分で目標を達成するための段取りを立てられず、効率よく行うことが出来ない。
社会的行動障がい	ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすい。 こだわりが強く表れ、欲しいものを我慢できない。 思い通りにならないと大声を出し、時に暴力をふるうことがある。
病識欠如	症状があることに気づかず、できるつもりで行動してトラブルになる。

また、失語症を伴う場合、片麻痺や運動失調等の運動障がいや眼や耳の損傷による感覚障がいがある場合もあります。

第2節 障がい者の現状

Ⅰ 人口及び世帯数の推移

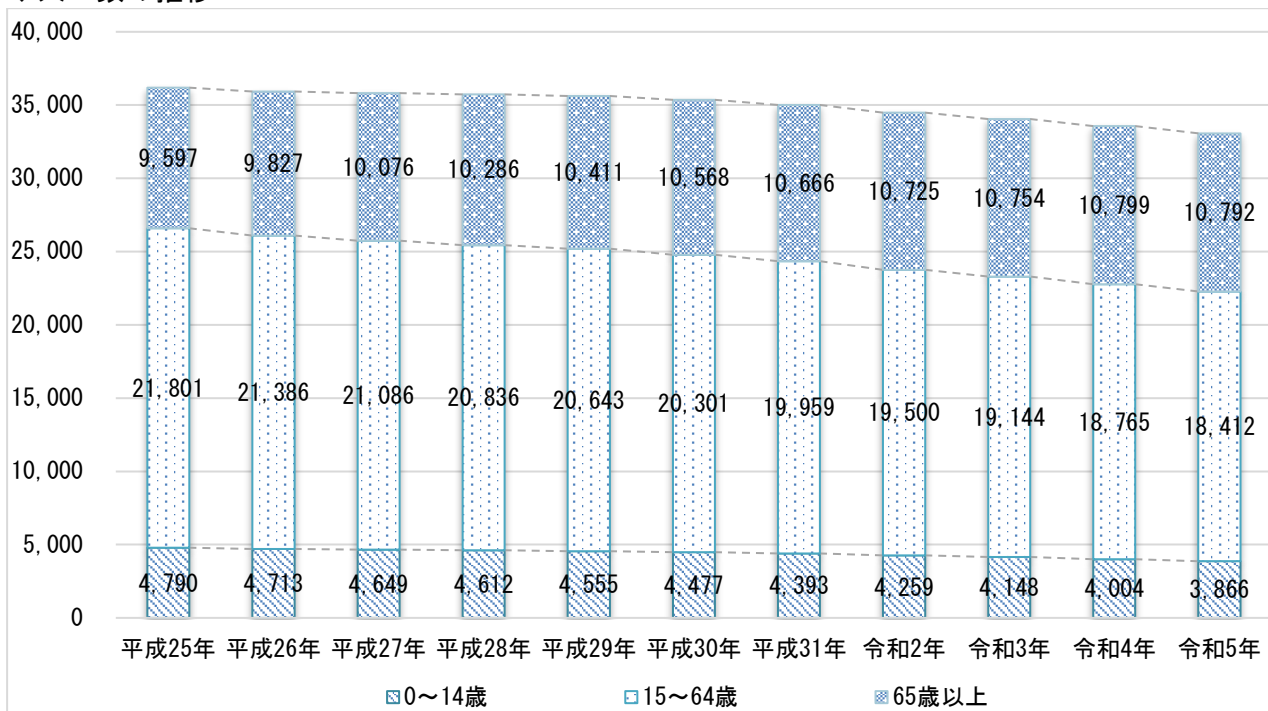
本市における総人口は年々減少し、令和5年3月31日現在、総人口 33,070 名で、平成25年の 36,188 人から 3,118 人(8.6%)減少しています。内訳は 0～14歳が 3,866 人(11.7%)、15～64歳が 18,412 人(55.7%)、65歳以上が 10,792 人(32.6%)で、人口減と比例して64歳以下の人口は減少を続けている一方、65歳以上の高齢者が占める割合は増加傾向で、平成25年には 9,597 人(26.5%)でしたが、令和5年には 10,792 人(32.6%)と全体の3割以上を占め、本市においても確実に人口減少及び少子高齢化が進行している状況です。

◆人口数及び世帯数の推移

区分	人口数						世帯数	1世帯あたりの人員	
	0～14歳		15～64歳		65歳以上				計
平成25年	4,790	13.2%	21,801	60.2%	9,597	26.5%	36,188	13,782	2.63
平成26年	4,713	13.1%	21,386	59.5%	9,827	27.4%	35,926	13,859	2.59
平成27年	4,649	13.0%	21,086	58.9%	10,076	28.1%	35,811	14,034	2.55
平成28年	4,612	12.9%	20,836	58.3%	10,286	28.8%	35,734	14,216	2.51
平成29年	4,555	12.8%	20,643	58.0%	10,411	29.2%	35,609	14,352	2.48
平成30年	4,477	12.7%	20,301	57.4%	10,568	29.9%	35,346	14,349	2.46
平成31年	4,393	12.5%	19,959	57.0%	10,666	30.5%	35,018	14,395	2.43
令和2年	4,259	12.4%	19,500	56.5%	10,725	31.1%	34,484	14,335	2.41
令和3年	4,148	12.2%	19,144	56.2%	10,754	31.6%	34,046	14,328	2.38
令和4年	4,004	11.9%	18,765	55.9%	10,799	32.2%	33,568	14,310	2.35
令和5年	3,866	11.7%	18,412	55.7%	10,792	32.6%	33,070	14,279	2.32

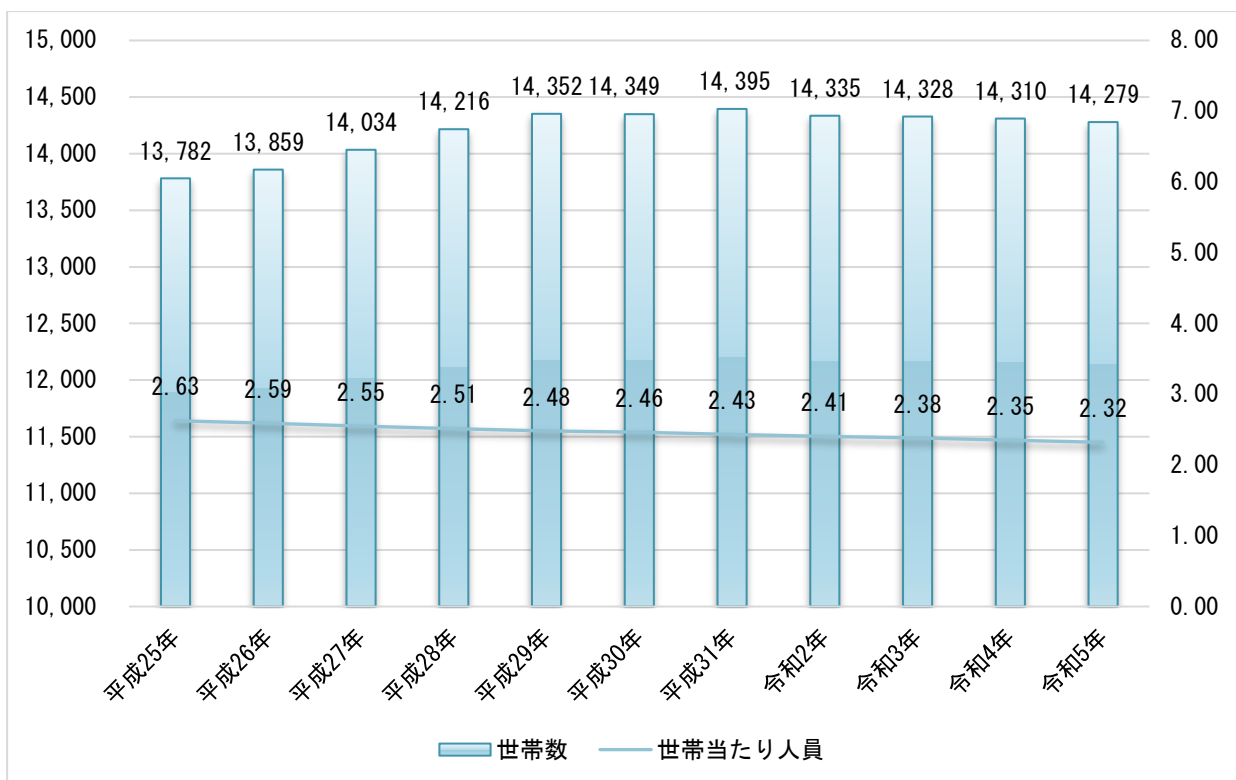
資料：相馬市住民基本台帳（各3月31日現在）

◆人口数の推移



世帯数については、平成25年から平成29年までは増加しているものの近年の人口減少に伴い、平成31年を境に減少傾向となり、令和5年3月31日現在、14,279世帯です。また、世帯当たりの人員数は減少傾向で、核家族化が確実に進行しています。

◆世帯及び世帯当たりの人員数の推移



資料：相馬市住民基本台帳（各3月31日現在）

2 障がい者数の推移

令和5年3月31日における本市の人口は 33,070 人で、そのうち身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数は1,409 人、知的障がい者（療育手帳所持者）数は 363 人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は 305 人となっています（精神障がいには発達障がいを含む）。

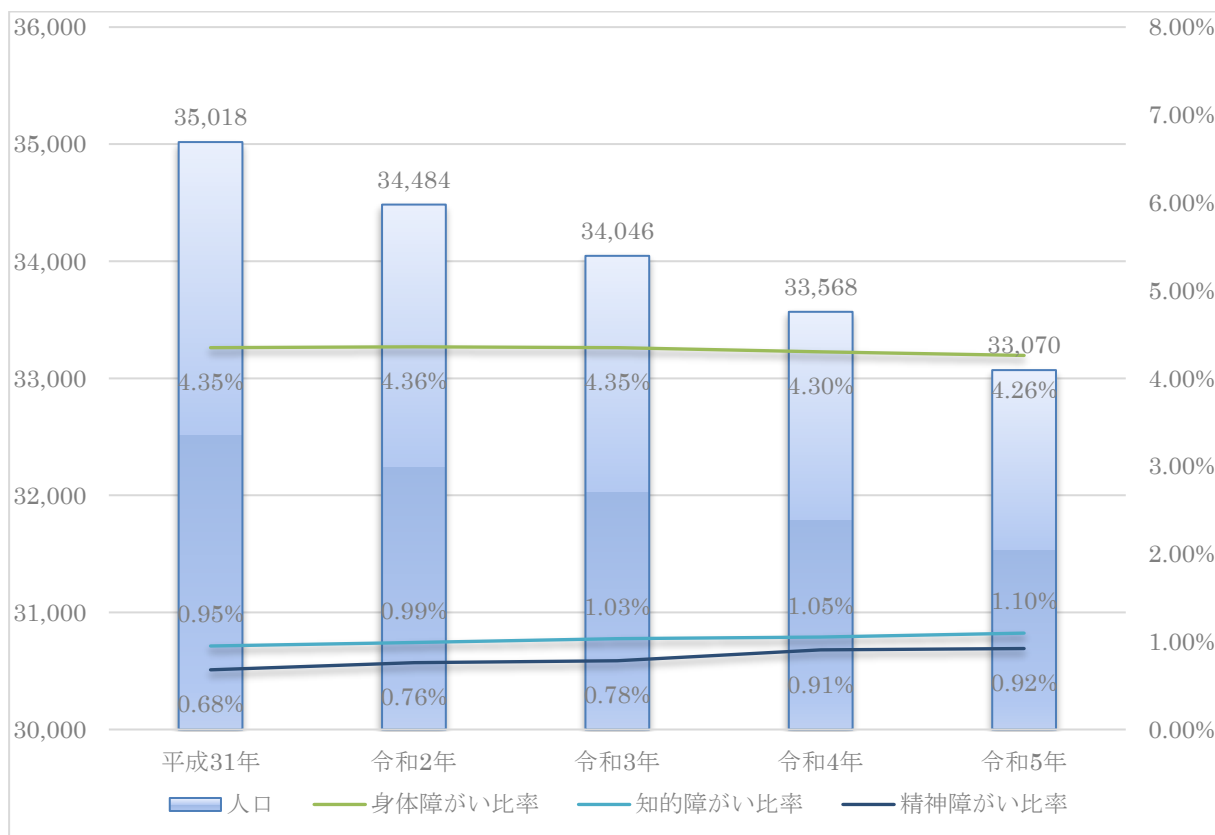
また、身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者の3障がいとも、人口に占める比率はほぼ横ばいですが、知的障がい者及び精神障がい者に関してはわずかではあります、増加の傾向が見られます。

◆障がい者手帳所持者数

区分	人口	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	
平成31年	35,018	1,523	4.35%	333	0.95%	238	0.68%
令和2年	34,484	1,503	4.36%	342	0.99%	263	0.76%
令和3年	34,046	1,481	4.35%	352	1.03%	267	0.78%
令和4年	33,568	1,444	4.30%	353	1.05%	304	0.91%
令和5年	33,070	1,409	4.26%	363	1.10%	305	0.92%

資料：相馬市住民基本台帳、福島県障がい者総合福祉センター、福島県精神保健福祉センター
（人口及び精神障がいは各3月31日現在、身体障がい及び知的障がいは各4月1日現在）

◆障がい者手帳所持者（割合）の推移



3 身体障がい者の年齢階層別

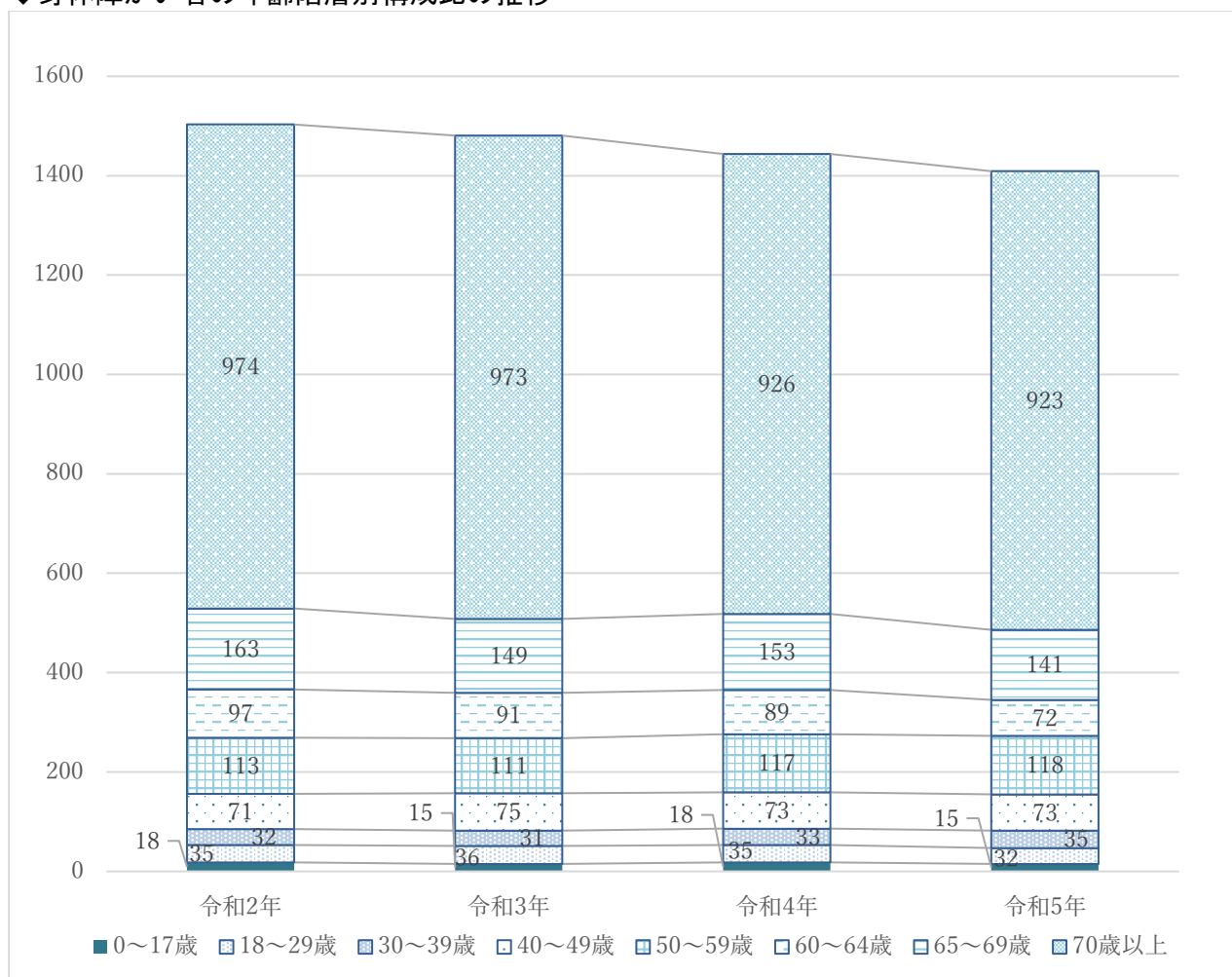
年齢階層別にみると、令和5年4月1日現在、70歳以上が最も多く65.5%（923人）、次いで65～69歳が10.0%（141人）と続いており、高齢者の占める割合が大きくなっています。なお、0～17歳の身体障がい児は1.1%（15人）となっています。

◆身体障がい者の年齢階層別構成比

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
0～17歳	18	1.2%	15	1.0%	18	1.2%	15	1.1%
18～29歳	35	2.3%	36	2.4%	35	2.4%	32	2.3%
30～39歳	32	2.1%	31	2.1%	33	2.3%	35	2.5%
40～49歳	71	4.7%	75	5.1%	73	5.1%	73	5.2%
50～59歳	113	7.5%	111	7.5%	117	8.1%	118	8.4%
60～64歳	97	6.5%	91	6.1%	89	6.2%	72	5.1%
65～69歳	163	10.8%	149	10.1%	153	10.6%	141	10.0%
70歳以上	974	64.8%	973	65.7%	926	64.1%	923	65.5%
計	1,503		1,481		1,444		1,409	

資料：福島県障がい者総合福祉センター（各4月1日現在）

◆身体障がい者の年齢階層別構成比の推移



4 身体障がい者の障がい程度別

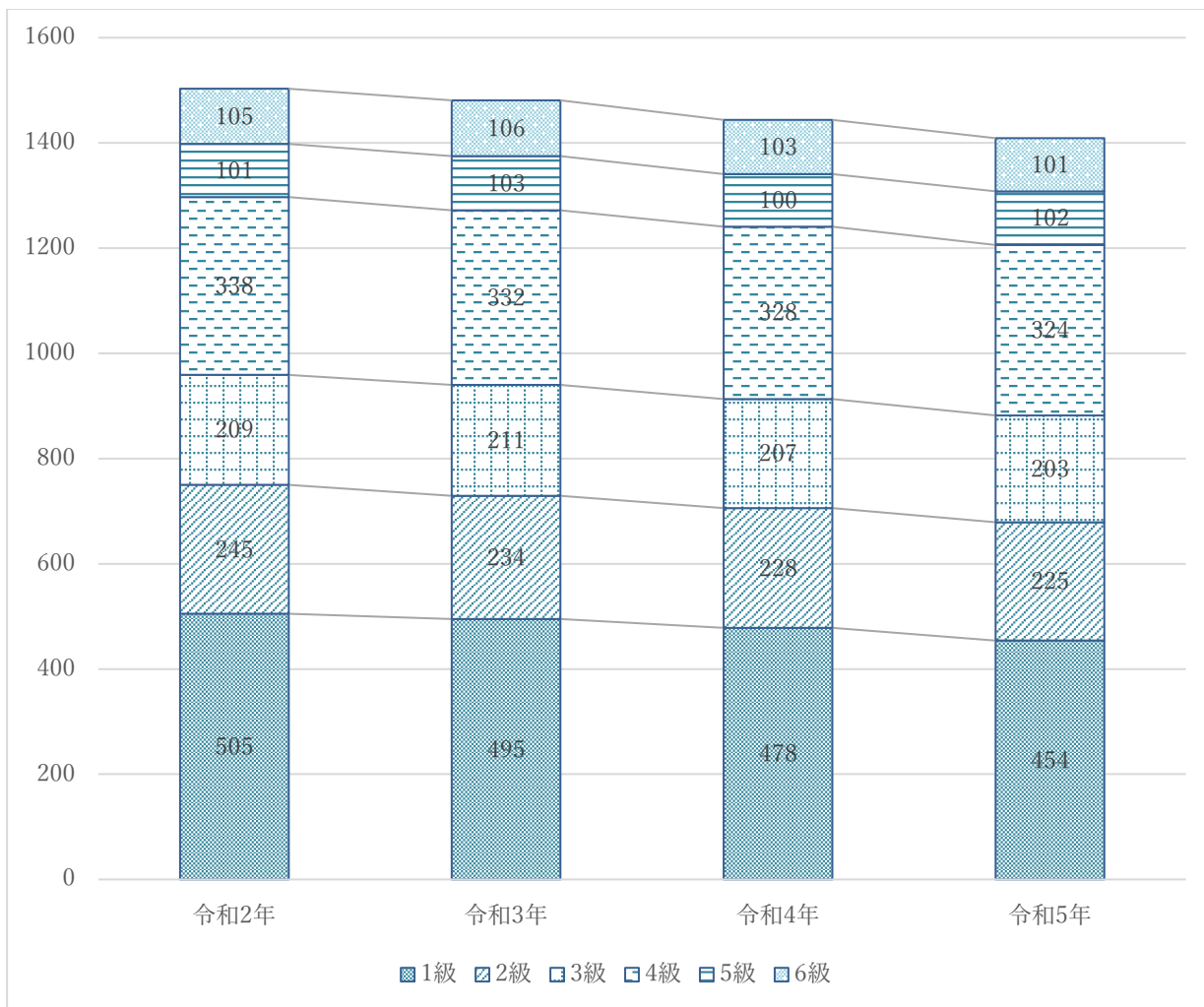
身体障がい者の障がい程度別内訳をみると、令和5年4月1日現在、1級が最も多く32.2% (454人)、次いで4級の23.0%(324人)となっており、ここ数年は同じ傾向で推移しています。

◆身体障がい者の程度別構成比

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
1級	505	33.6%	495	33.4%	478	33.1%	454	32.2%
2級	245	16.3%	234	15.8%	228	15.8%	225	16.0%
3級	209	13.9%	211	14.2%	207	14.3%	203	14.4%
4級	338	22.5%	332	22.4%	328	22.7%	324	23.0%
5級	101	6.7%	103	7.0%	100	6.9%	102	7.2%
6級	105	7.0%	106	7.2%	103	7.1%	101	7.2%
計	1,503		1,481		1,444		1,409	

資料：福島県障がい者総合福祉センター（各4月1日現在）

◆身体障がい者の程度別構成比の推移



5 身体障がい者の障がい種類別

身体障がい者の障がい種類別内訳をみると、「肢体不自由」の占める割合が50.4%（710人）で最も多く、次いで、「内部障がい」が33.3%（469人）となっています。

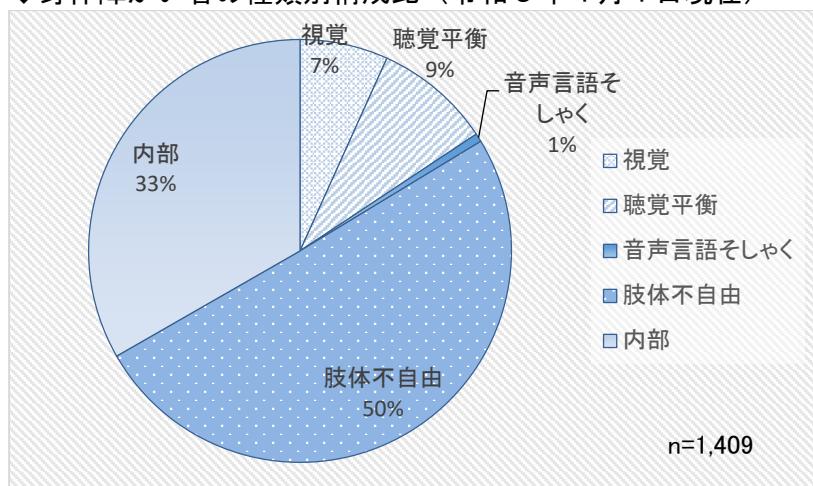
また、身体障がい者の種類別構成比の推移をみると、いずれの障がい種類別でもここ数年で比率に大きな変化はみられません。

◆身体障がい者の種類別構成比

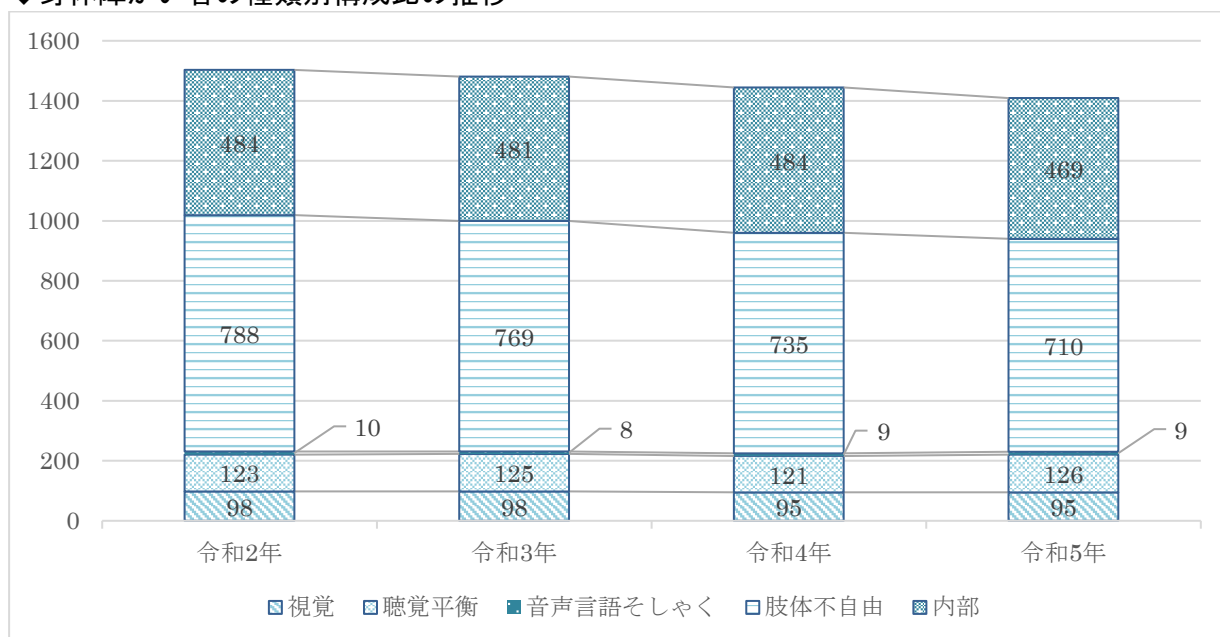
区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
視覚障がい	98	6.5%	98	6.6%	95	6.6%	95	6.7%
聴覚・平衡機能障がい	123	8.2%	125	8.4%	121	8.4%	126	8.9%
音声・言語・そしゃく機能障がい	10	0.7%	8	0.5%	9	0.6%	9	0.6%
肢体不自由	788	52.4%	769	51.9%	735	50.9%	710	50.4%
内部障がい	484	32.2%	481	32.5%	484	33.5%	469	33.3%
計	1,503		1,481		1,444		1,409	

資料：福島県障がい者総合福祉センター（各4月1日現在）

◆身体障がい者の種類別構成比（令和5年4月1日現在）



◆身体障がい者の種類別構成比の推移



6 知的障がい者の年齢階層別

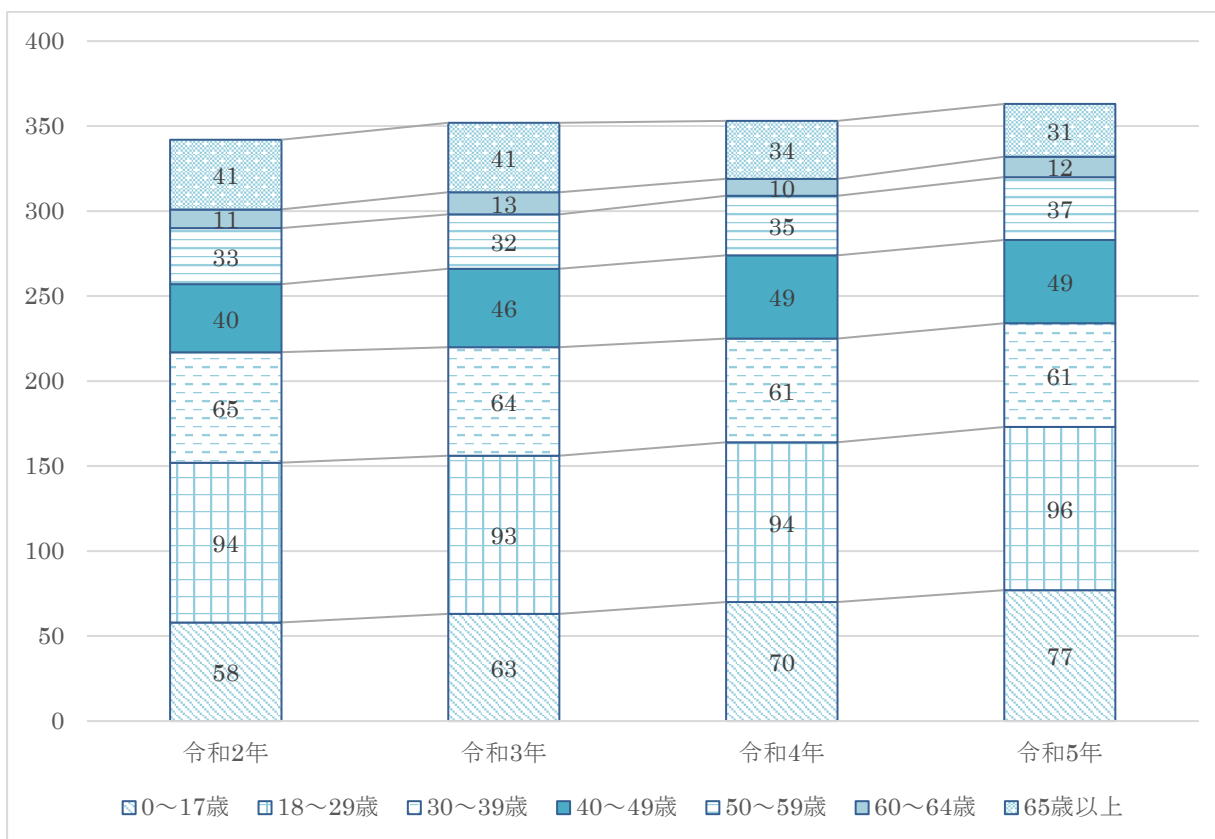
知的障がい者の年齢階層をみると、令和5年4月1日現在、18～29歳が26.4%（96人）で最も多く、次いで0～17歳が21.2%（77人）、30～39歳の16.8%（61人）となっており、若年層のほうの手帳所持の割合が高く、年々増加しています。

◆知的障がい者の年齢別構成比

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
0～17歳	58	17.0%	63	17.9%	70	19.8%	77	21.2%
18～29歳	94	27.5%	93	26.4%	94	26.6%	96	26.4%
30～39歳	65	19.0%	64	18.2%	61	17.3%	61	16.8%
40～49歳	40	11.7%	46	13.1%	49	13.9%	49	13.5%
50～59歳	33	9.6%	32	9.1%	35	9.9%	37	10.2%
60～64歳	11	3.2%	13	3.7%	10	2.8%	12	3.3%
65歳以上	41	12.0%	41	11.6%	34	9.6%	31	8.5%
計	342		352		353		363	

資料：福島県障がい者総合福祉センター（各4月1日現在）

◆知的障がい者の年齢別構成比の推移



7 知的障がい者の障がい程度別

知的障がい者の障がい程度をみると、令和5年4月1日現在、最重度・重度を示す「A」が30.3%（110人）、中度・軽度を示す「B」が69.7%（253人）となっています。

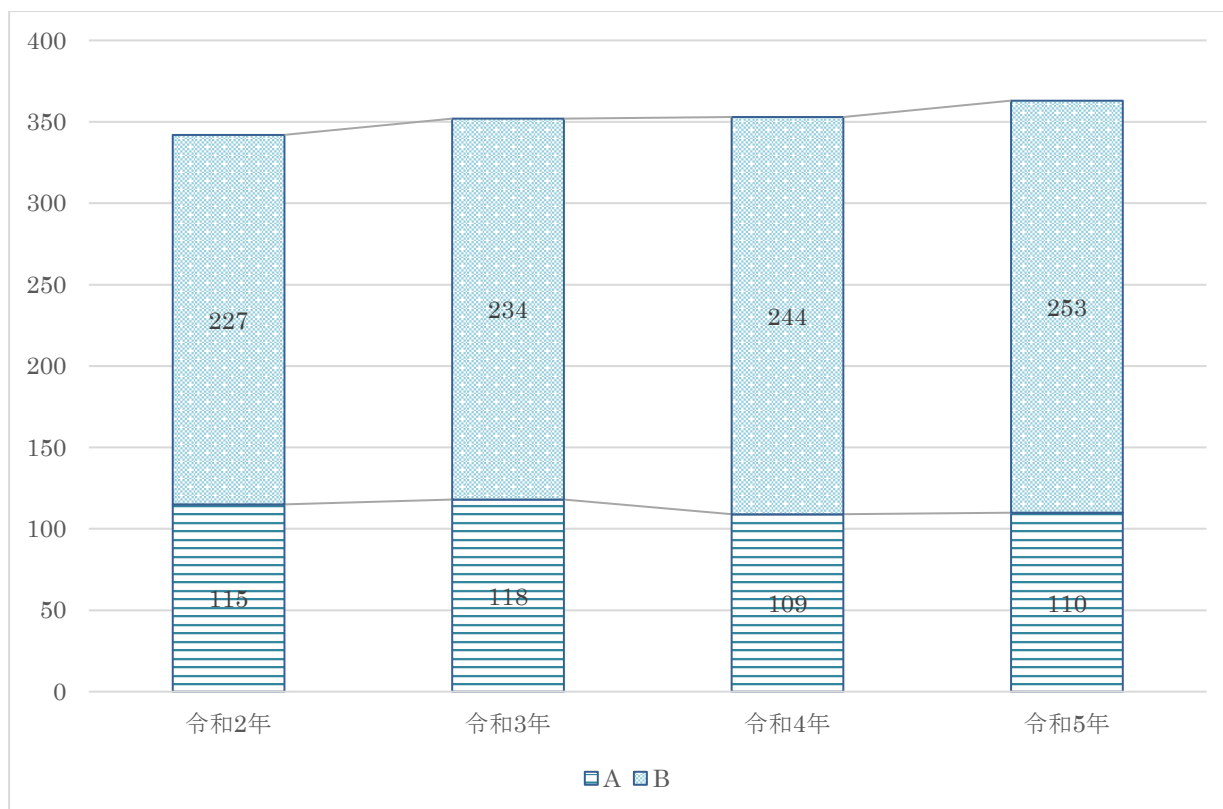
また、程度別構成比の推移では、ここ数年で比率に大きな変化は見られません。

◆知的障がい者の程度別構成比

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
A	115	33.6%	118	33.5%	109	30.9%	110	30.3%
B	227	66.4%	234	66.5%	244	69.1%	253	69.7%
計	342		352		353		363	

資料：福島県障がい者総合福祉センター（各4月1日現在）

◆知的障がい者の程度別構成比の推移



8 精神障がい者の年齢階層別

年齢階層別に精神障害者保健福祉手帳の交付状況をみると、令和5年3月31日現在、40～64歳が47.9%（146人）と約半数を占めています。

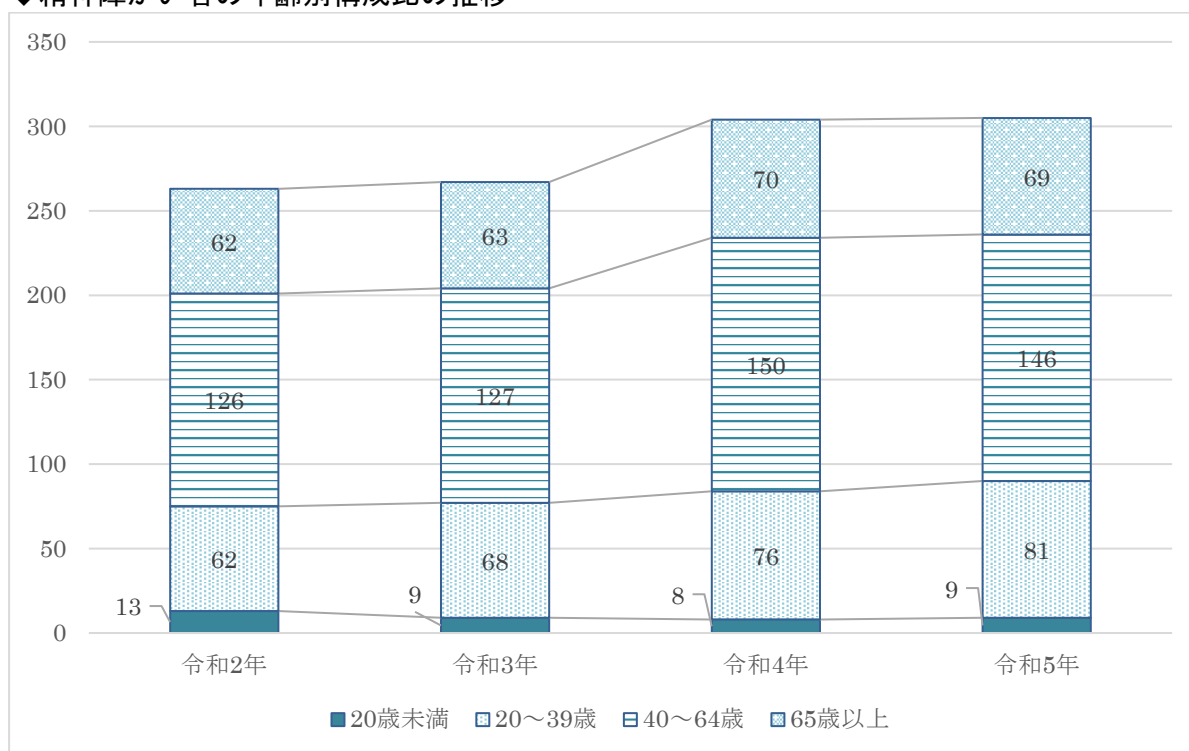
また、ここ数年は、すべての世代で構成比の推移に変化は見られません。

◆精神障がい者の年齢別構成比

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
20歳未満	13	4.9%	9	3.4%	8	2.6%	9	3.0%
20～39歳	62	23.6%	68	25.5%	76	25.0%	81	26.6%
40～64歳	126	47.9%	127	47.6%	150	49.3%	146	47.9%
65歳以上	62	23.6%	63	23.6%	70	23.0%	69	22.6%
計	263		267		304		305	

資料：福島県精神保健福祉センター（各3月31日現在）

◆精神障がい者の年齢別構成比の推移



9 精神障がい者の程度別

程度別の精神障害者保健福祉手帳の交付状況を見ると、令和5年3月31日現在、2級が66.2%（202人）と7割近くを占めています。

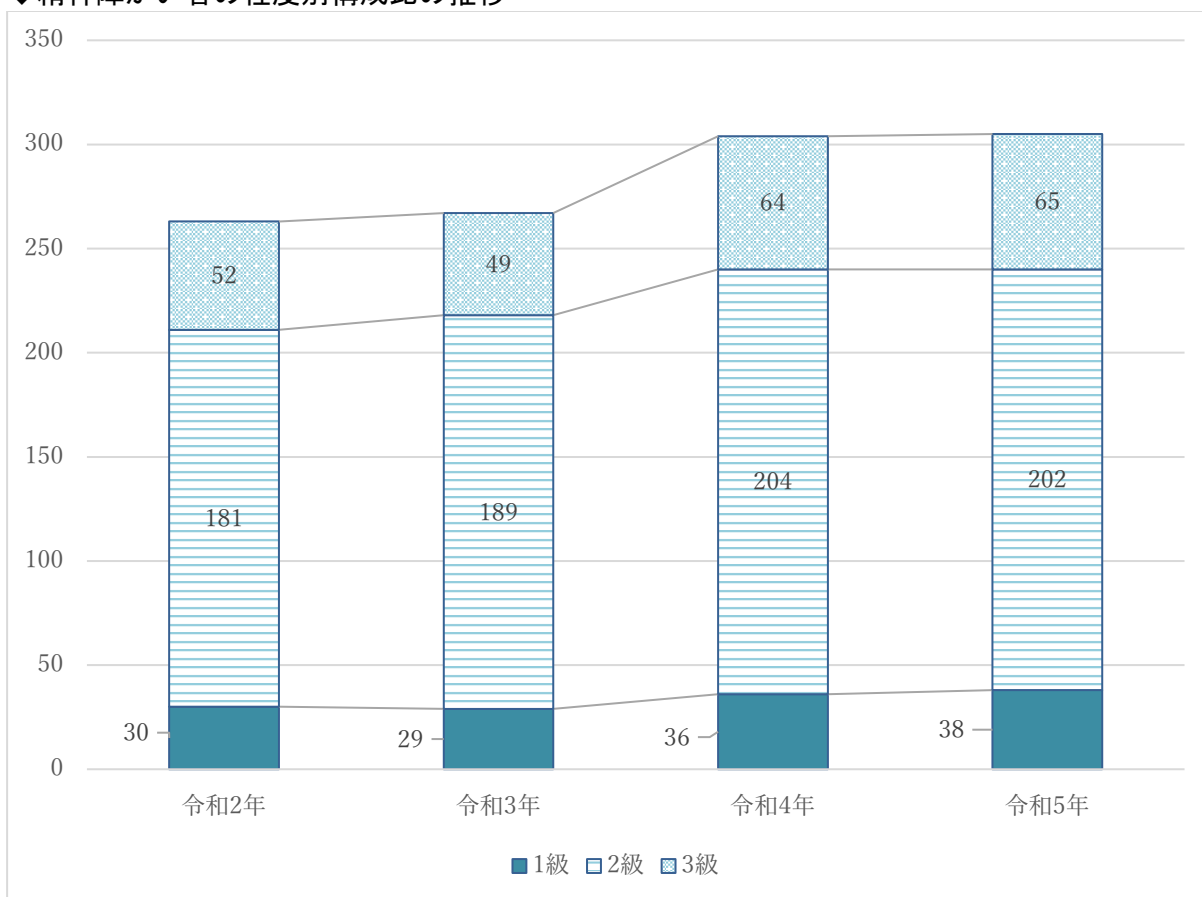
また、程度別構成比の推移では、ここ数年で比率に大きな変化は見られません。

◆精神障がい者の程度別構成比

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
1級	30	11.4%	29	10.9%	36	11.8%	38	12.5%
2級	181	68.8%	189	70.8%	204	67.1%	202	66.2%
3級	52	19.8%	49	18.4%	64	21.1%	65	21.3%
計	263		267		304		305	

資料：福島県精神保健福祉センター（各3月31日現在）

◆精神障がい者の程度別構成比の推移



10 自立支援医療（精神通院医療）受給者の年齢階層別

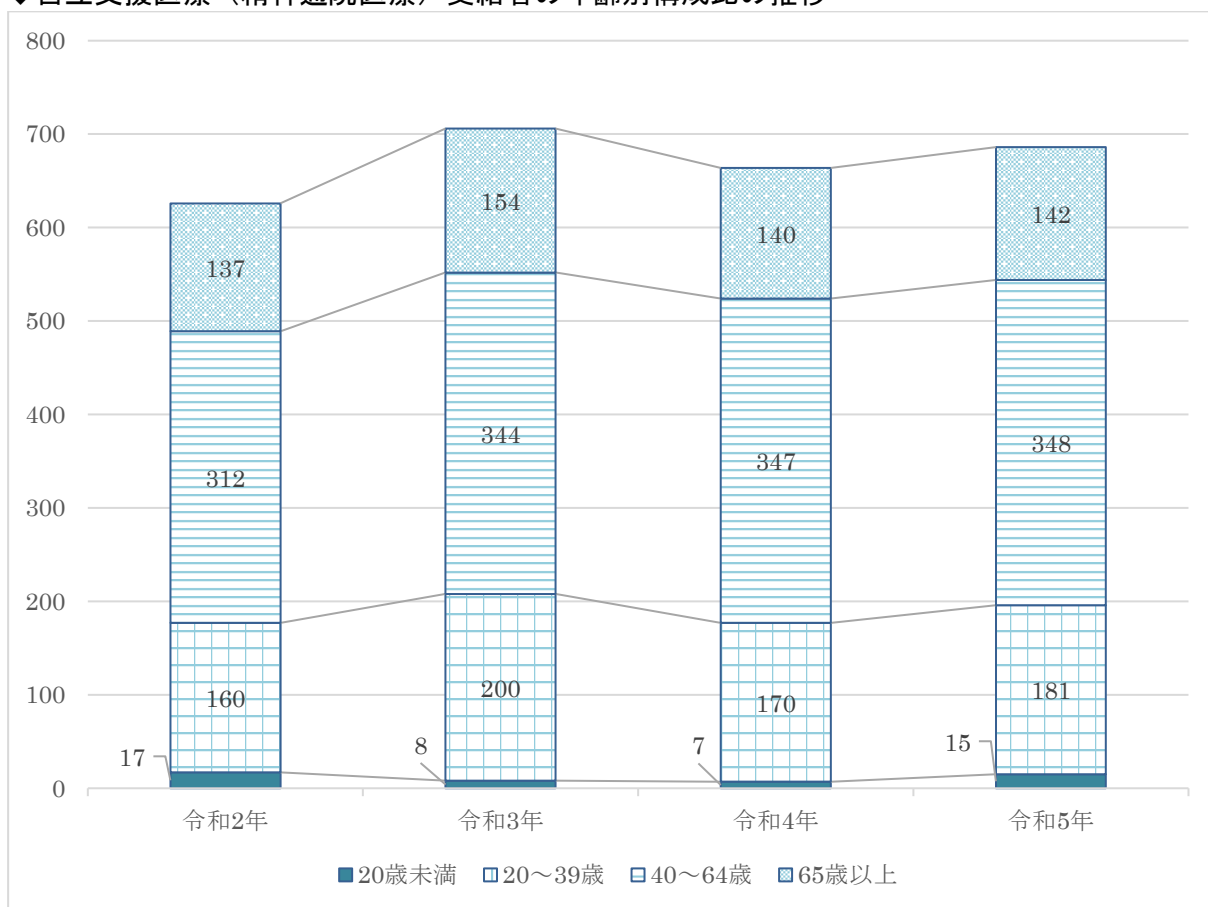
自立支援医療（精神通院医療）とは、精神疾患（てんかんを含む）で通院による精神医療を続ける必要がある症状の方の通院のための医療費の自己負担を公費により軽減する制度です。受給者数はおおむね増加傾向にあり、相馬市の受給者数は令和5年3月31日現在686人で、令和2年と比較して60人（9.6%）増となっています。

年齢階層別では令和5年3月31日現在、40～64歳が最も多く348人（50.7%）と全体のほぼ半数を占めています。

基準日	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
20歳未満	17	2.7%	8	1.1%	7	1.1%	15	2.2%
20～39歳	160	25.6%	200	28.3%	170	25.6%	181	26.4%
40～64歳	312	49.8%	344	48.7%	347	52.3%	348	50.7%
65歳以上	137	21.9%	154	21.8%	140	21.1%	142	20.7%
計	626		706		664		686	

資料：福島県精神保健福祉センター（各3月31日現在）

◆自立支援医療（精神通院医療）受給者の年齢別構成比の推移



第3節 障がい者の雇用状況

Ⅰ 民間企業における雇用状況

相双公共職業安定所管内の障がい者の雇用状況をみると、令和4年6月1日現在、常用労働者数9,991.5人に対し障がい者数219.5人で、実雇用率は2.2%となっています。また、法定雇用率(2.3%)を達成している企業は全体の60.2%で、令和元年度から減少傾向でしたが、令和4年度は上昇しました。

	年度	企業数	常用労働者数	障がい者数	実雇用率	雇用率達成企業の割合	法定雇用率
全国	平成27年度	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88%	47.2	2.0%
	平成28年度	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92%	48.8	2.0%
	平成29年度	91,024	25,204,720.5	495,795.0	1.97%	50.0	2.0%
	平成30年度	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05%	45.9	2.2%
	令和元年度	101,889	26,585,858.0	560,608.0	2.11%	48.0	2.2%
	令和2年度	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15%	48.6	2.2%
	令和3年度	106,924	27,156,780.5	597,786.0	2.20%	47.0	2.3%
	令和4年度	107,691	27,781,606.5	613,958.0	2.25%	48.3	2.3%
福島県	平成27年度	1,308	230,980.0	4,244.5	1.84%	50.5	2.0%
	平成28年度	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90%	53.6	2.0%
	平成29年度	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95%	55.7	2.0%
	平成30年度	1,425	242,103.0	4,949.5	2.04%	53.1	2.2%
	令和元年度	1,464	243,013.5	5,126.0	2.11%	54.7	2.2%
	令和2年度	1,456	239,887.5	5,170.5	2.16%	55.7	2.2%
	令和3年度	1,512	241,963.0	5,195.0	2.15%	53.1	2.3%
	令和4年度	1,520	240,342.5	5,264.5	2.19%	54.3	2.3%
相双	平成27年度	70	7,910.0	164.0	2.07%	61.4	2.0%
	平成28年度	71	7,554.0	176.5	2.34%	69.0	2.0%
	平成29年度	81	8,502.0	189.5	2.23%	70.4	2.0%
	平成30年度	84	8,745.0	194.5	2.22%	72.6	2.2%
	令和元年度	89	9,177.5	218.0	2.38%	69.7	2.2%
	令和2年度	100	9,857.5	215.5	2.19%	61.0	2.2%
	令和3年度	108	10,257.5	234.5	2.29%	58.3	2.3%
	令和4年度	103	9,991.5	219.5	2.20%	60.2	2.3%

資料：厚生労働省相双公共職業安定所（各6月1日現在）

- 1 令和3年3月1日法定雇用率が2.3%に改正された。対象企業は令和2年までは45.5人以上、令和3年より43.5人以上規模となっている。
- 2 常用雇用重度身体・知的障がい者は1人を2人に相当するものとしてカウントし、短時間労働の身体・知的・精神障がい者は1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
- 3 平成30年度より精神障がい者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内の方」又は「精神障害者保健福祉手帳を取得から3年以内の方」かつ「令和5年3月31日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方」は雇用率の算定の際に対象者1人につき本来0.5人としてカウントするところを1.0人としてカウントして算定している。

2 年度・規模別障がい者実雇用率の推移

	規模	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福島県	43.5～45.5人未満	-	-	-	1.70	1.48
	45.5～100人未満	1.48	1.59	1.66	1.68	1.69
	100～300人未満	2.08	2.14	2.16	2.14	2.16
	300～500人未満	1.98	1.98	2.14	2.02	2.03
	500～1000人未満	2.17	2.26	2.19	2.32	2.24
	1000人～	2.47	2.53	2.66	2.65	2.82
	計	2.04	2.11	2.16	2.15	2.19
相双	45.5～100人未満	1.97	2.47	非公開		
	100～300人未満	2.46	2.40			
	300～500人未満	2.11	2.87			
	500～1000人未満	2.15	1.58			
	1000人～	-	-			
	計	2.22	2.38	2.19	2.29	2.20

資料：厚生労働省相双公共職業安定所（各6月1日現在）

3 主な産業の年度別障がい者実雇用率の推移

	産業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福島県	建設業	1.90	1.72	1.72	1.90	1.89
	製造業	2.11	2.19	2.23	2.20	2.16
	情報通信運輸・通信業	1.76	1.81	1.98	2.04	2.11
	卸売・小売業、飲食店	2.13	2.28	2.42	2.37	2.55
	金融、保険、不動産、物品賃貸業	1.72	1.90	1.86	1.77	1.86
	医療・福祉	2.14	2.16	2.17	2.14	2.14
	教育、サービス業	1.89	1.87	1.82	1.89	1.87
	その他	2.15	2.14	1.95	1.92	1.77
	計	2.04	2.11	2.16	2.15	2.19
相双	建設業	1.97	1.83	1.66	2.10	2.27
	製造業	2.84	2.86	2.37	2.23	1.92
	情報通信運輸・通信業	1.99	1.80	1.67	1.71	2.56
	卸売・小売業、飲食店	1.86	1.82	1.68	2.56	2.22
	金融、保険、不動産、物品賃貸業	1.69	1.68	1.48	1.26	1.52
	医療・福祉	2.58	3.14	3.05	2.68	2.81
	教育、サービス業	1.66	2.06	2.14	2.17	1.82
	その他	2.38	2.40	2.39	2.72	2.78
	計	2.22	2.38	2.19	2.29	2.20

資料：厚生労働省相双公共職業安定所（各6月1日現在）

4 相馬市における障がい者雇用率

相馬市及び相馬市教育委員会における障がい者雇用率は以下のとおりです。

なお、相馬市においては近年、実雇用率が法定雇用率を下回っている状況が続いており、令和5年度では相馬市教育委員会も実雇用率が法定雇用率を下回りました。

	年	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率	不足数	法定雇用率
相馬市	平成27年度	248	5.0	2.02	0.0	2.30
	平成28年度	244	3.0	1.23	2.0	2.30
	平成29年度	246	1.0	0.41	4.0	2.30
	平成30年度	255	2.0	0.78	4.0	2.50
	令和元年度	263	3.0	1.14	3.0	2.50
	令和2年度	263	3.0	1.14	3.0	2.50
	令和3年度	263	2.0	0.76	4.0	2.60
	令和4年度	290.5	4.0	1.38	3.0	2.60
	令和5年度	286.5	6.0	2.09	1.0	2.60
相馬市教育委員会	平成27年度	131	2.0	1.53	1.0	2.20
	平成28年度	132	2.0	1.52	1.0	2.20
	平成29年度	131	4.0	3.05	0.0	2.20
	平成30年度	124	4.0	3.23	0.0	2.40
	令和元年度	127	4.0	3.15	0.0	2.40
	令和2年度	128	3.0	2.34	0.0	2.40
	令和3年度	137	4.0	2.92	0.0	2.50
	令和4年度	150	4.0	2.67	0.0	2.50
	令和5年度	155	2.0	1.29	2.0	2.50

資料：厚生労働省福島労働局、相馬市、相馬市教育委員会（各6月1日現在）

第4節 就学等の状況

Ⅰ 特別支援学級の状況

相馬市における児童生徒数は年々減少傾向にあり、平成30年度で小学校1,878人、中学校966人でしたが、令和5年度では小学校1,775人(5.5%減)、中学校909人(5.9%減)となっています。

一方、特別支援学級に在籍する児童生徒数は平成30年度で小学校56人、中学校24人でしたが、令和5年度では小学校74人、中学校34人で、増加傾向を示しており、小学校においては、特別支援学級数も増加しています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	児童数	1,878	1,843	1,868	1,848	1,824	1,775
	うち特別支援学級在籍児童数	56	55	58	68	72	74
	学級数	80	80	82	83	80	79
	特別支援学級数	15	15	16	16	17	19
中学校	生徒数	966	957	961	942	925	909
	うち特別支援学級在籍生徒数	24	32	30	24	31	34
	学級数	35	32	32	33	33	32
	特別支援学級数	7	8	9	7	6	7

資料：相馬市教育委員会（各5月1日現在）

2 特別支援学校の在籍状況

令和5年度における特別支援学校への在籍状況は次のとおりです。

学校名	小学部	中学部	高等部	計
福島県立相馬支援学校	15	7	15	37
福島県立聴覚支援学校	1	0	0	1
福島県立須賀川支援学校	1	0	0	1
宮城県立拓桃支援学校	1	0	0	1

資料：相馬市教育委員会、福島県立相馬支援学校（令和5年12月1日現在）

3 特別支援学校卒業生の進路

県立相馬支援学校高等部における卒業生の進路は次のとおりです。

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
進学		0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)	1 (1)
就職		4 (2)	5 (1)	6 (1)	5 (1)	5 (3)
福祉サービス	就労移行支援	0 (0)	1 (1)	3 (1)	1 (1)	1 (0)
	就労継続支援	4 (3)	4 (1)	7 (0)	6 (2)	6 (1)
	自立訓練	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	生活介護	1 (0)	0 (0)	4 (2)	5 (4)	2 (0)
その他		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
計		9 (5)	11 (4)	21 (4)	19 (9)	15 (5)

資料：福島県立相馬支援学校（各3月31日現在）、（ ）内は相馬市在住の生徒

第5節 アンケート結果にみる障がい者の現状

1 障がい福祉に関するアンケート実施概要

(1) 実施目的

相馬市障がい者計画等の策定に際し、障がい者の生活全般に関わる実態や障がい福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握するためアンケートを実施しました。

(2) 調査

ア 実施期間

令和5年7月24日～8月18日

(集計は、8月25日到着分までの調査票を含めています)

イ 調査対象者

令和5年6月1日現在

- ・相馬市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者
- ・相馬市の援護により障がい福祉サービスを受けている者
- ・障がい児通所支援サービスを受けている児童

ウ 調査方法

郵送により配布・回収(一部、オンラインシステムにより回答)

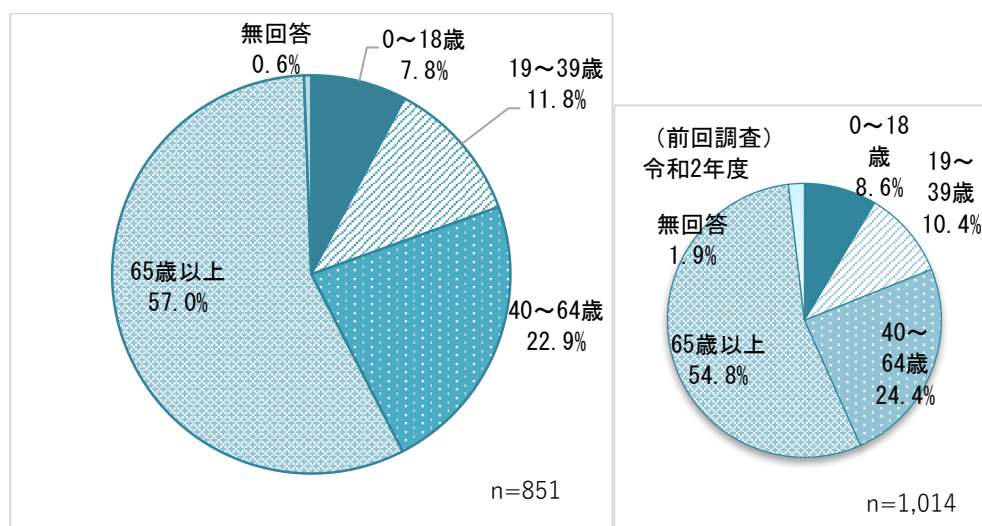
エ 回収結果

年度	調査対象者	全回収数	有効回収数	回収率
令和5年度	1,868	851	851	45.6%
(前回調査) 令和2年度	1,892	1,014	1,014	53.6%

2 調査結果

(1) 回答者の基本属性

ア 年齢

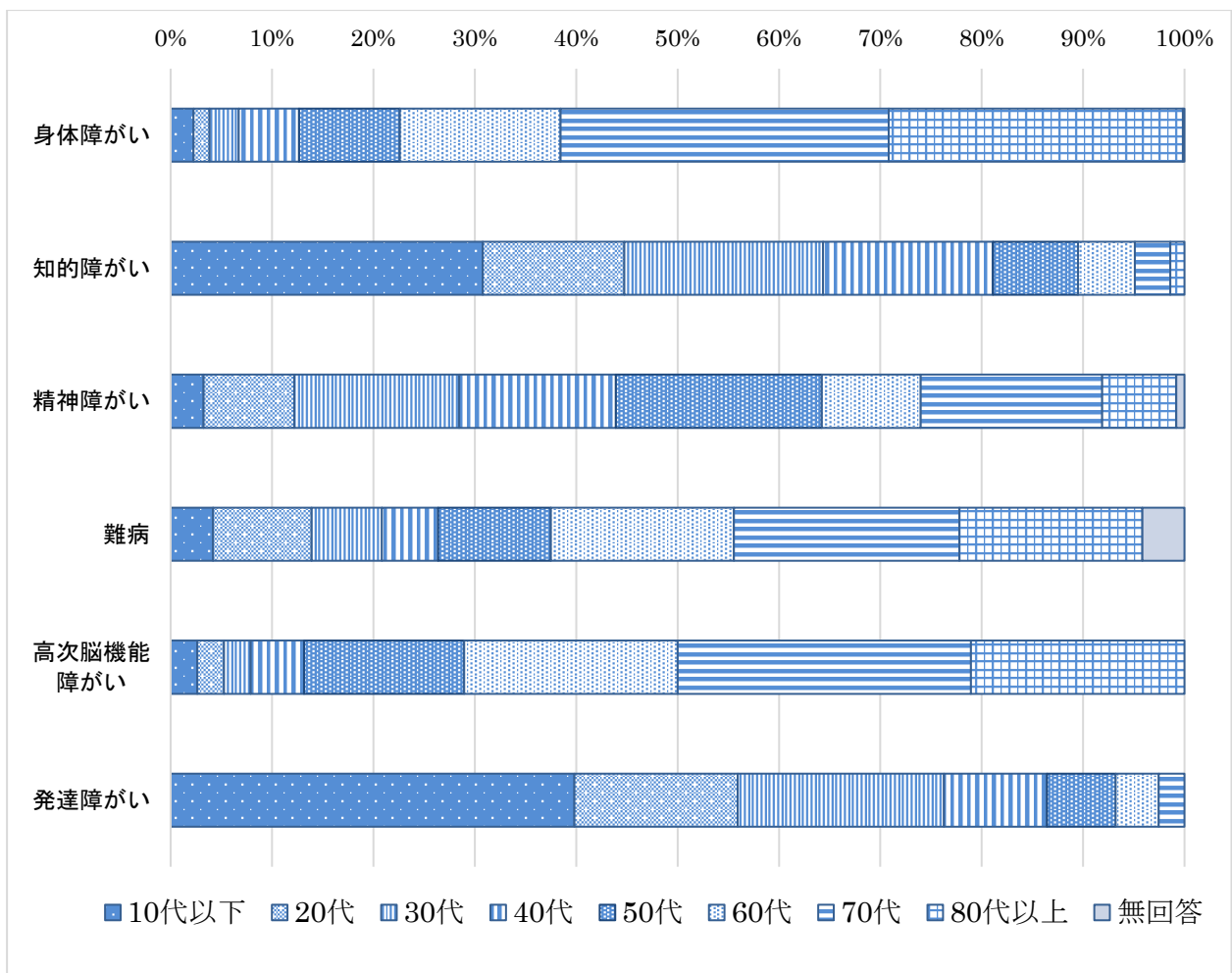


イ 回答者の構成

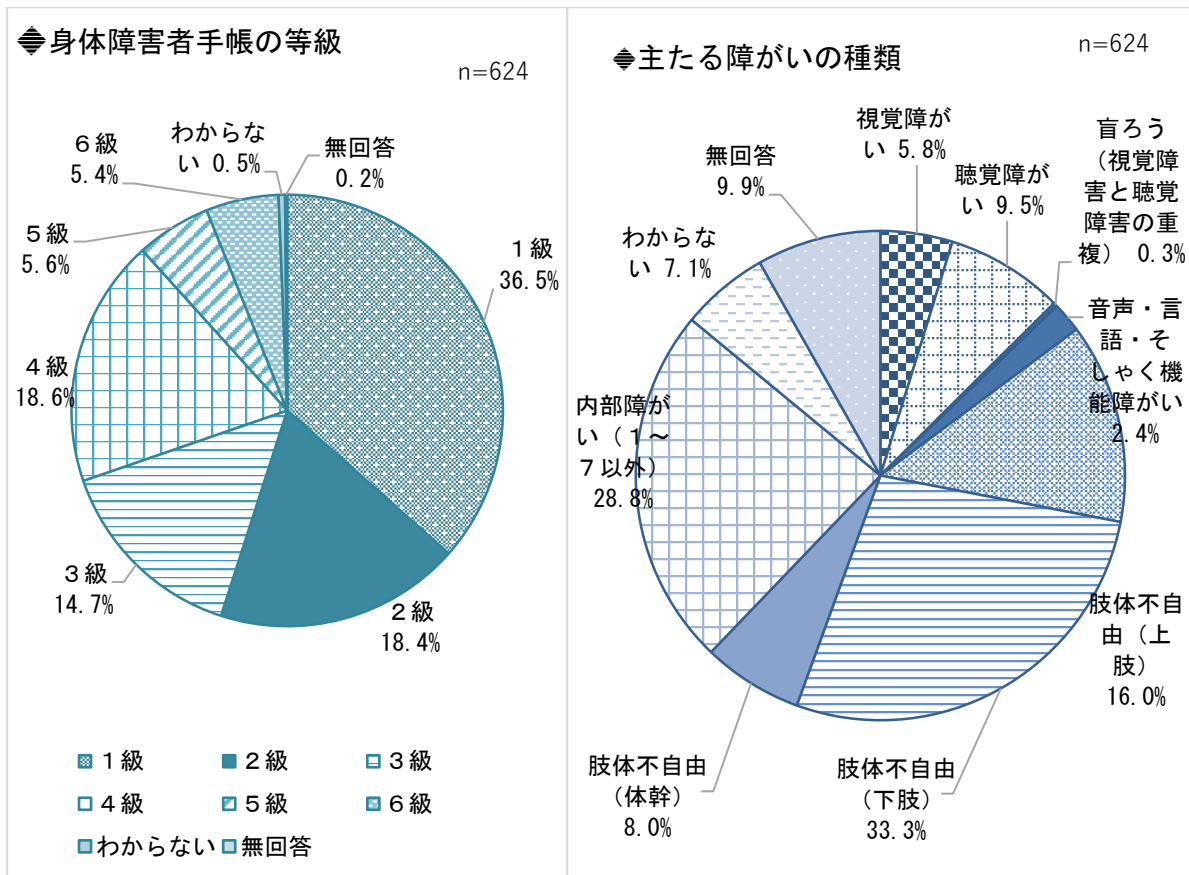
障がいの種類ごとの回答者数の割合は、身体障がい、難病、高次脳機能障がいの場合は60代以上が高く、精神障がいでは50代、知的障がい及び発達障がいでは10代以下の方の割合が高くなっています。

	身体障がい	知的障がい	精神障がい	難病	高次脳機能障がい	発達障がい
該当者数	624	143	123	72	38	118
10代以下	2.24%	30.77%	3.25%	4.17%	2.63%	39.83%
20代	1.60%	13.99%	8.94%	9.72%	2.63%	16.10%
30代	2.88%	19.58%	16.26%	6.94%	2.63%	20.34%
40代	5.93%	16.78%	15.45%	5.56%	5.26%	10.17%
50代	9.94%	8.39%	20.33%	11.11%	15.79%	6.78%
60代	15.87%	5.59%	9.76%	18.06%	21.05%	4.24%
70代	32.37%	3.50%	17.89%	22.22%	28.95%	2.54%
80代以上	29.01%	1.40%	7.32%	18.06%	21.05%	0.00%
無回答	0.16%	0.00%	0.81%	4.17%	0.00%	0.00%

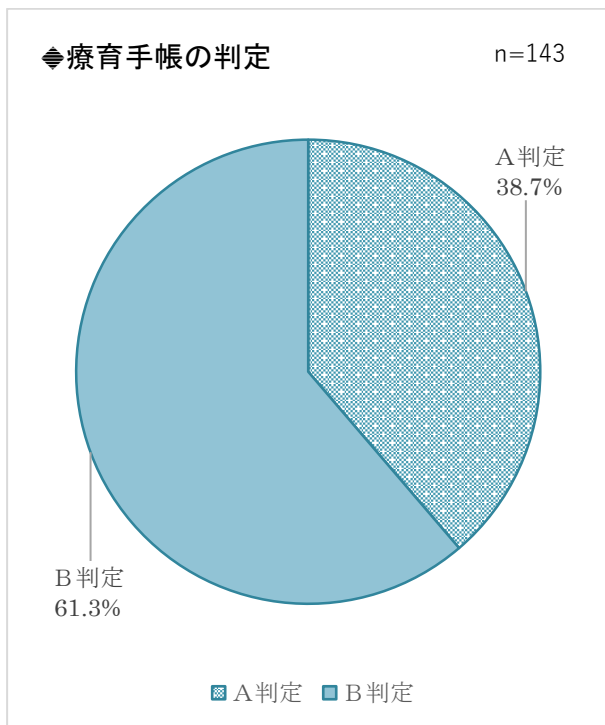
(各障がい等で重複者あり)



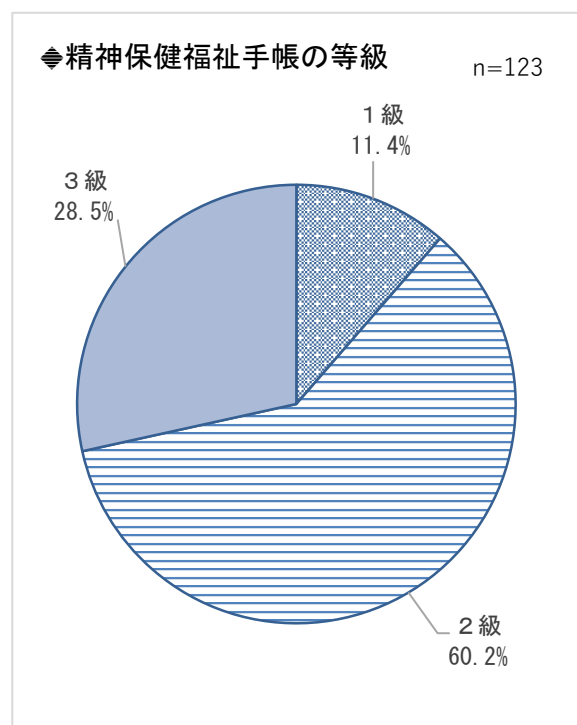
ウ 身体障がいの状況



エ 知的障がいの状況



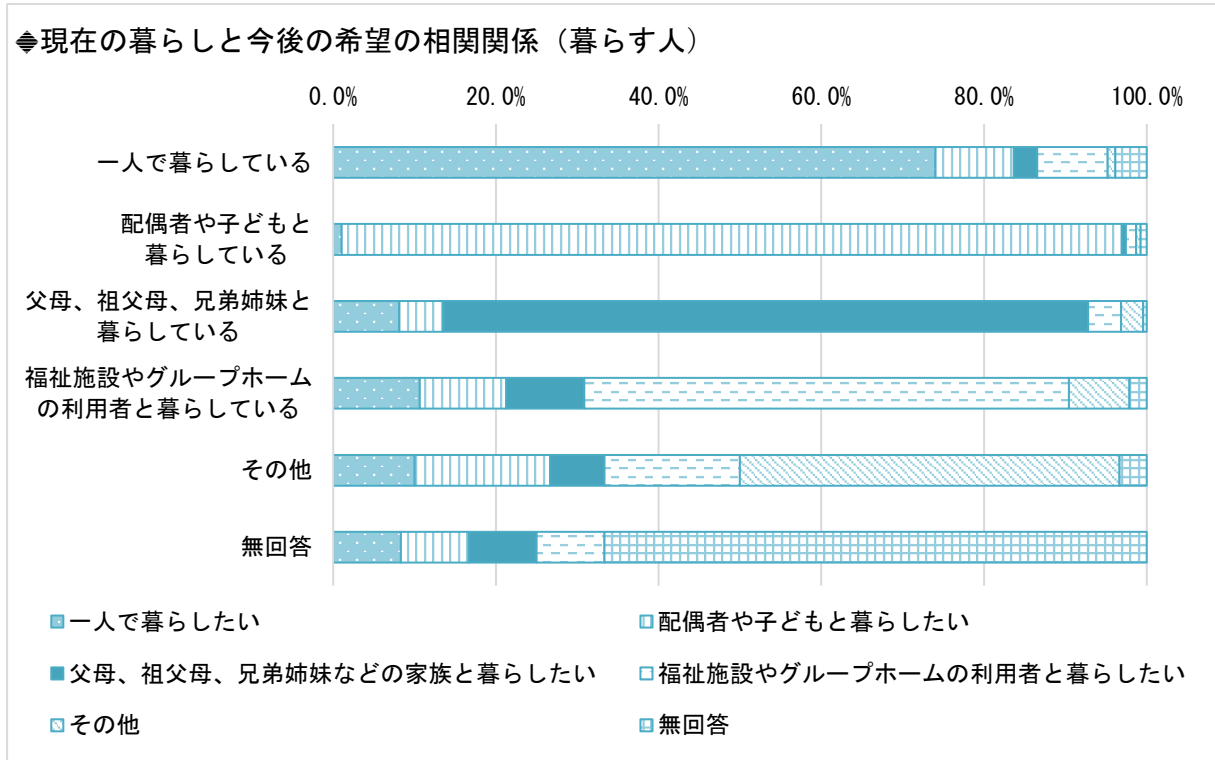
オ 精神障がいの状況



(2) 住まいや暮らしについて

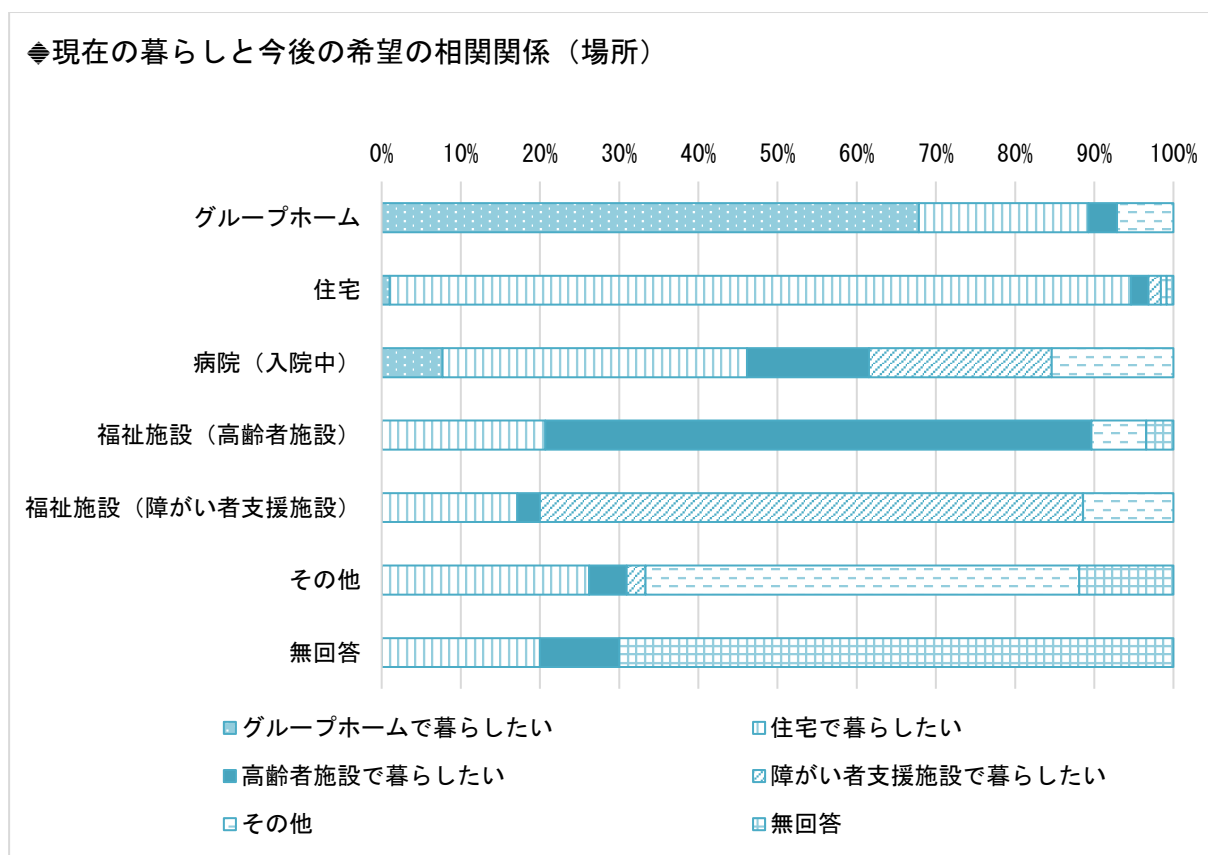
① 地域生活での支援

現在の住まいと将来の住まいの希望に関しては、現在一緒に住んでいる人と今後も暮らしたいという人の割合が多い傾向があります。今後の意向については、一人暮らしを希望する人が13.3%、家族との暮らしを希望している人が71.0%と8割以上が、地域での暮らし(一人暮らし又は家族との同居等)を望んでいます。



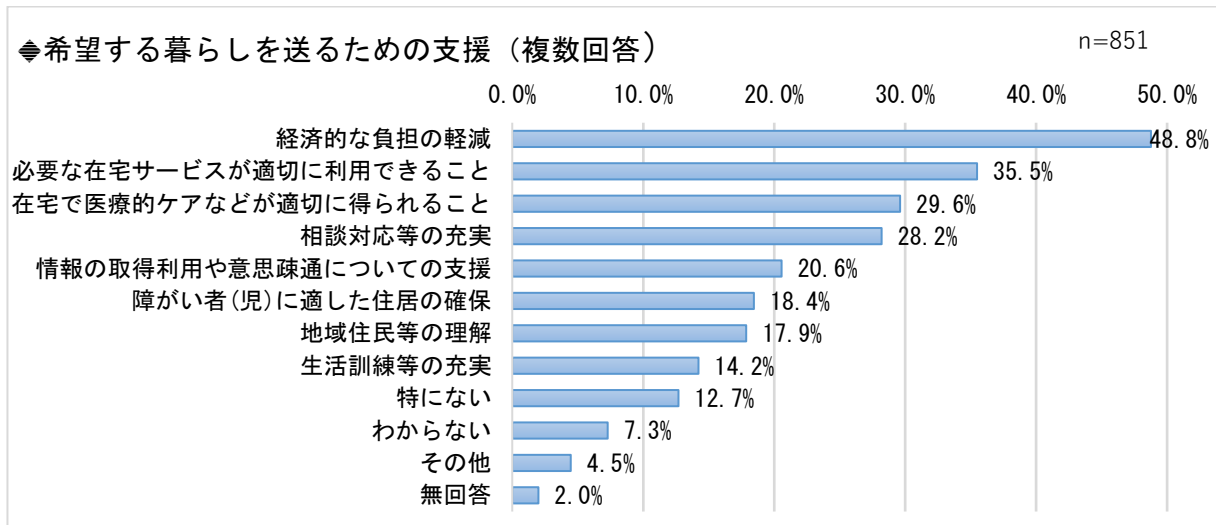
今後	一人で暮らしたい	配偶者や子どもと暮らしたい	父母、祖父母、兄弟姉妹と暮らしたい	福祉施設やグループホームの利用者と暮らしたい	その他	無回答	総数
一人暮らし	74.0%	9.6%	2.9%	8.7%	1.0%	3.8%	104
配偶者や子どもと暮らしている	1.0%	95.9%	0.5%	1.3%	0.5%	0.8%	389
父母、祖父母、兄弟姉妹と暮らしている	8.1%	5.4%	79.3%	4.1%	2.7%	0.5%	222
福祉施設やグループホームの利用者と暮らしている	10.6%	10.6%	9.6%	59.6%	7.4%	2.1%	94
その他	10.0%	16.7%	6.7%	16.7%	46.7%	3.3%	30
無回答	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	0.0%	66.7%	12
総数	113	411	193	85	30	19	851
割合	13.3%	48.3%	22.7%	10.0%	3.5%	2.2%	100%

現在の居住形態別にみると、現在と同様の形態を希望する回答が多くなっています。また、全体の8割が住宅での暮らしを希望しており、福祉施設や病院に入所・入院している人でも約2割～4割が住宅での暮らしを希望しています。

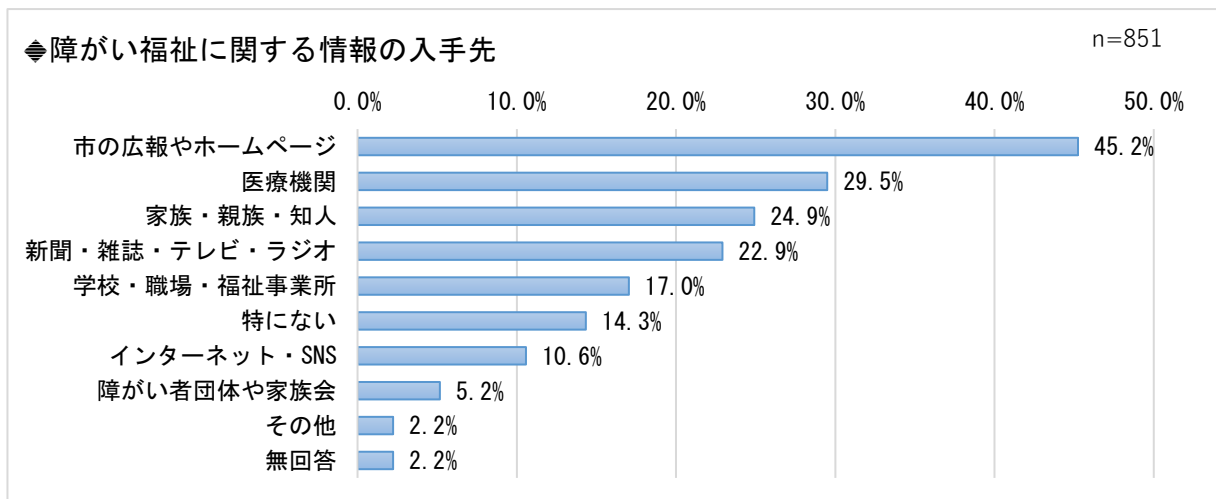


今後 現在	グループホーム で暮らしたい	住宅で暮らした い	高齢者施設で暮 らしたい	障がい者施設で 暮らしたい	その他	無回答	総数
グループホーム	67.9%	21.4%	3.6%	0.0%	7.1%	0.0%	28
住宅	1.0%	93.7%	2.2%	1.6%	0.7%	0.9%	694
病院（入院中）	7.7%	38.5%	15.4%	23.1%	15.4%	0.0%	13
福祉施設（高齢 者施設）	0.0%	20.7%	69.0%	0.0%	6.9%	3.4%	29
福祉施設（障が い者支援施設）	0.0%	17.1%	2.9%	68.6%	11.4%	0.0%	35
その他	0.0%	26.2%	4.8%	2.4%	54.8%	11.9%	42
無回答	0.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	70.0%	10
総数	27	686	42	39	38	19	851
割合	3.2%	80.6%	4.9%	4.6%	4.5%	2.2%	100%

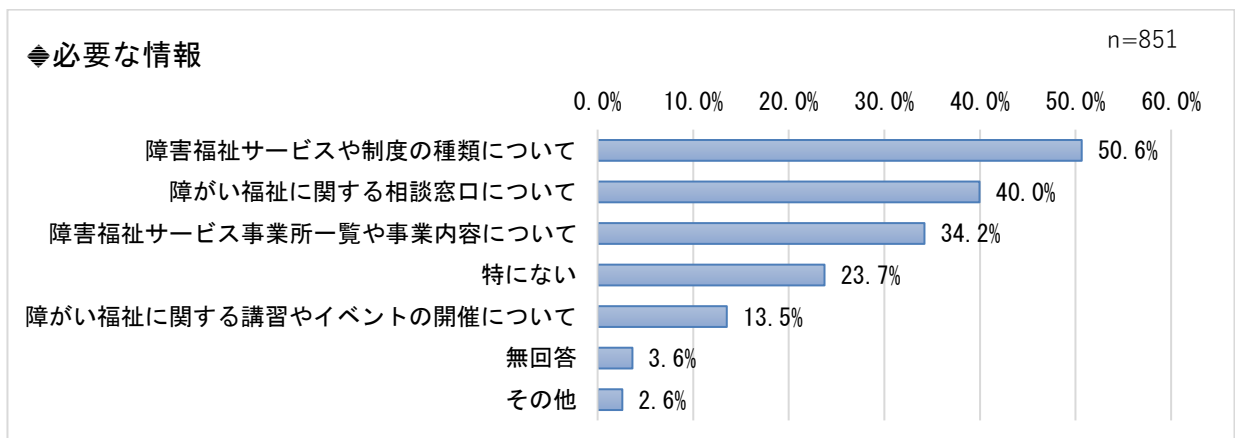
希望する暮らしを送るために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が最も高く 48.8%。以下、「必要な在宅サービスが適切に受けられること」35.5%、「在宅で医療的なケアが適切に受けられること」29.6%、「相談対応等の充実」28.2%と続いています。



障がい福祉に関する情報の入手先については、「市の広報やホームページ」が最も高く約5割（45.2%）が入手先としています。

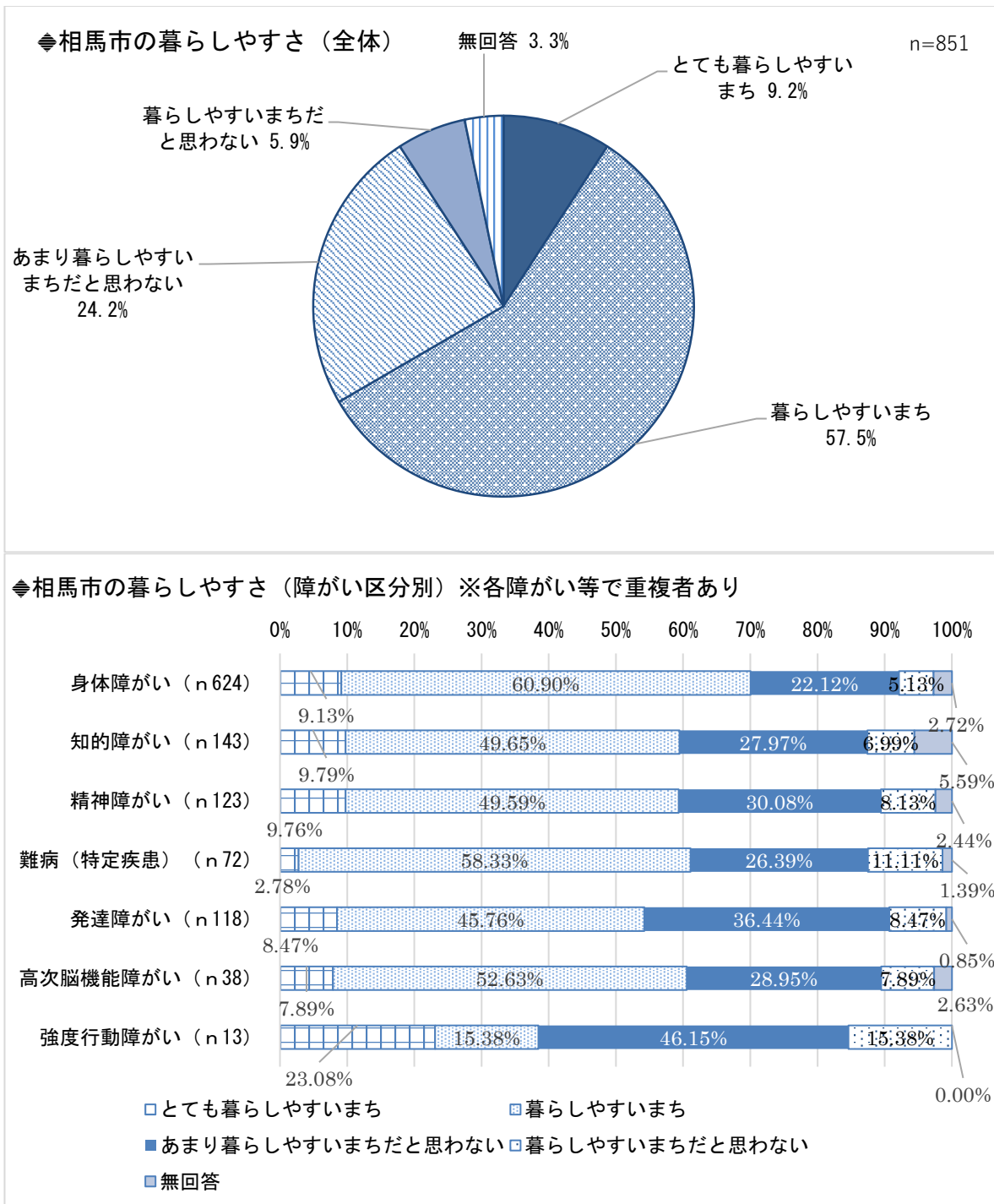


必要な情報については、「障害福祉サービスや制度の種類について」が最も高く 50.6%、ついで「障がい福祉に関する相談窓口について」が高くなっています。



②相馬市の暮らしやすさ

相馬市の暮らしやすさについては、全体としては、「とても暮らしやすいまちだと思う」及び「暮らしやすいまちだと思う」人が過半数以上(66.7%)を占めており評価が高い一方、障がいのどの種別においても、2割~6割の人が「あまり暮らしやすいまちだと思わない」及び「暮らしやすいまちだと思わない」と答えていました。特に、強度行動障がい³や発達障がい³で他の障がい種別に比べ評価が低くなっています。

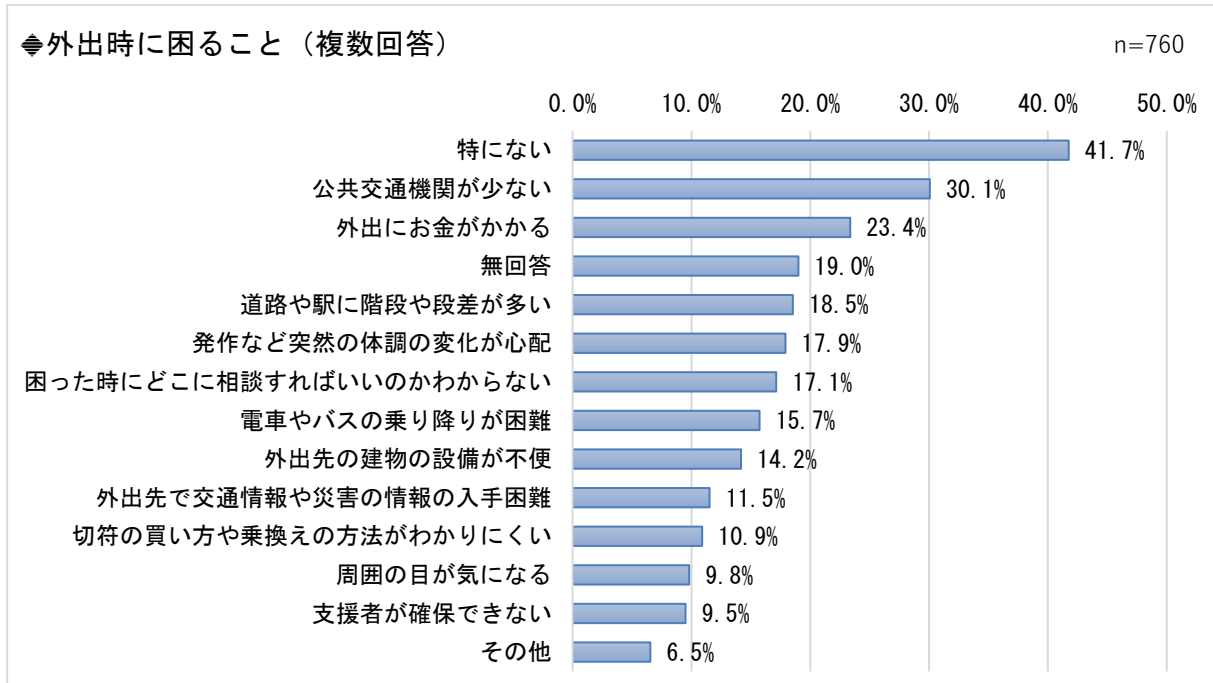


³ 精神的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的 he害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な者

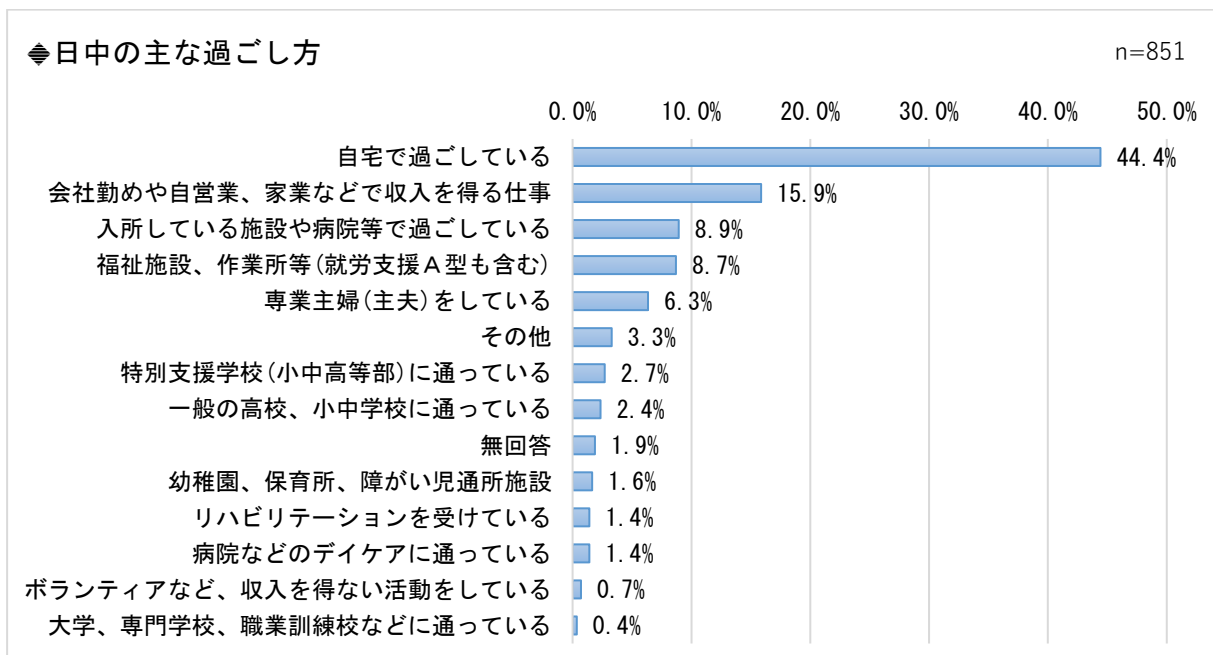
(3) 日中活動や就労について

ア 外出について

外出の際に困ることとして、「特にない」(41.7%)が最も多く、他に「公共交通機関が少ない(ない)」(30.1%)、「外出にお金がかかる」(23.4%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(18.5%)を挙げています。



日中の主な過ごし方は、「自宅で過ごしている」が44.4%と最も多くなっています。以下「会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」、「入所している施設や病院等で過ごしている」などとなり、収入のある仕事(会社勤め・自営業・家業・福祉施設・作業所等)をしている人は全体の24.6%です。

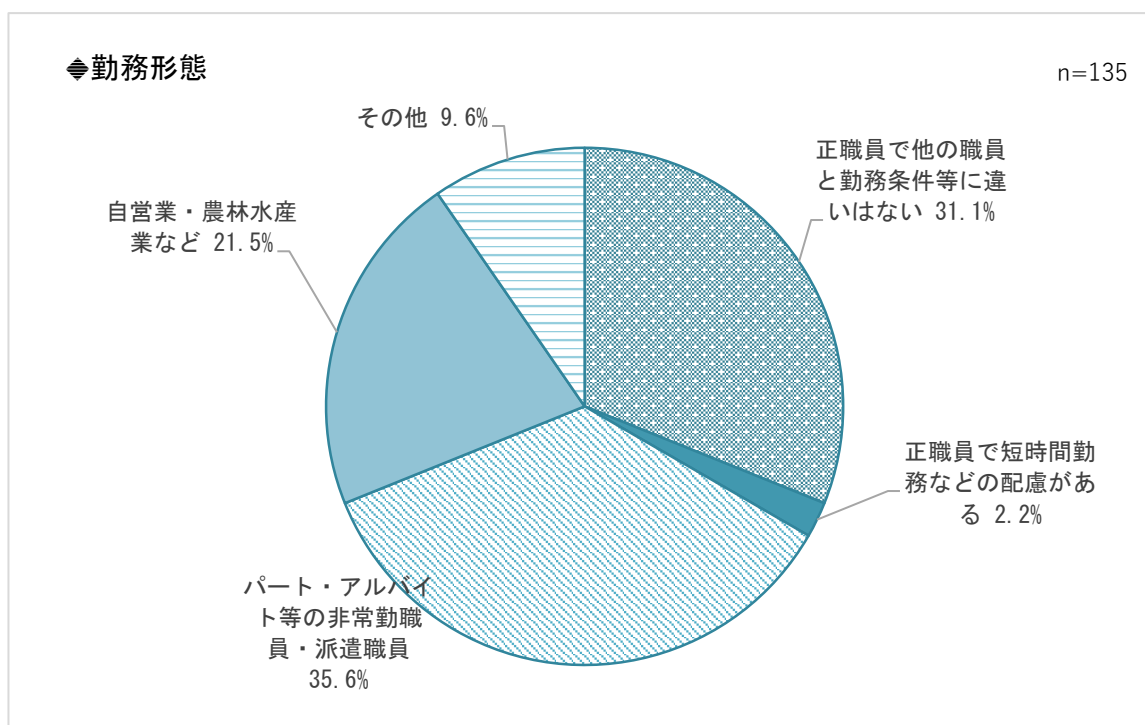


イ 就労について

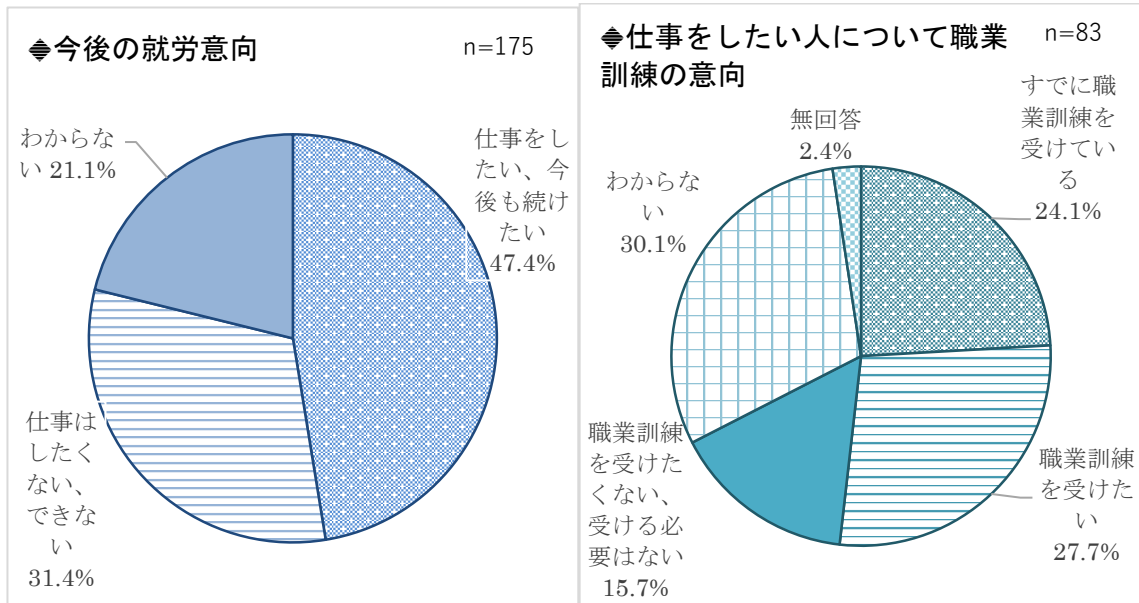
日中の過ごし方については、全世代では「自宅で過ごしている」(44.4%)が最も多いものの、18歳から64歳までの方では「会社勤めや自営業、家業など収入を得る仕事」(33.7%)と回答した人が最も多くなっています。

区分	全世代	0歳～17歳	18歳～64歳	65歳以上
会社勤めや自営業、家業など収入を得る仕事	15.9%	0.0%	33.7%	6.8%
福祉施設、作業所等に通っている	8.7%	1.6%	21.5%	1.6%
ボランティアなど、収入を得ない活動をしている	0.7%	0.0%	0.0%	1.2%
専業主婦(主夫)をしている	6.3%	0.0%	5.0%	8.0%
病院などのデイケアに通っている	1.4%	0.0%	1.3%	1.6%
リハビリテーションを受けている	1.4%	0.0%	0.0%	2.5%
自宅で過ごしている	44.4%	7.9%	24.4%	61.6%
入所している施設や病院等で過ごしている	8.9%	0.0%	9.2%	9.9%
大学、専門学校、職業訓練校などに通学	0.4%	0.0%	1.0%	0.0%
一般の高校、小中学校に通学	2.4%	31.7%	0.0%	0.0%
特別支援学校(小中高等部)に通学	2.7%	34.9%	0.3%	0.0%
幼稚園、保育所、障がい児通所施設などに通園	1.6%	22.2%	0.0%	0.0%
その他	3.3%	1.6%	3.0%	3.7%
無回答	1.9%	0.0%	0.7%	2.9%

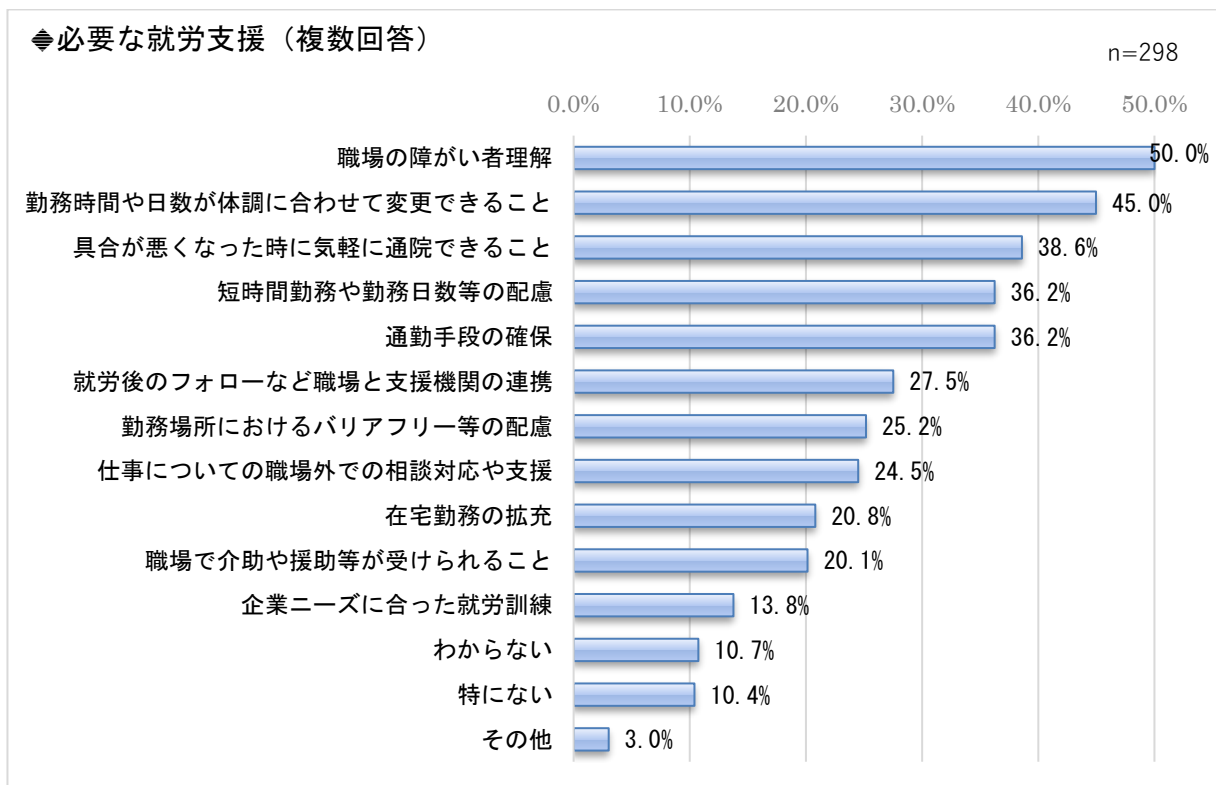
また、「会社勤めや自営業、家業など収入を得る仕事」と回答された方で、その就労形態については「パート・アルバイト等の非常勤職員・派遣職員」(35.6%)が最も多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」(31.1%)、「自営業・農林水産業など」(21.5%)の順となっています。



今後の就労意向について 18 歳～64 歳で、47.4%が、「仕事をしたい、今後も続けたい」意向があり、そのうち 27.7%が、「職業訓練」を受けたいと回答しています。



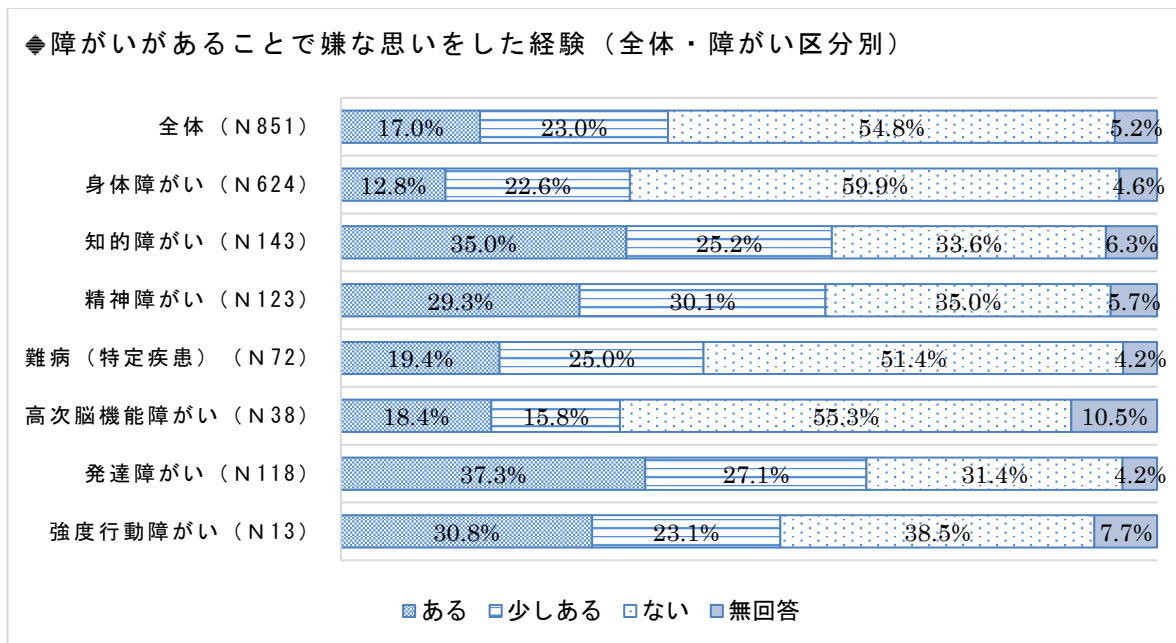
仕事をするための必要な支援としては、「職場の障がい者理解」(50.0%)が最も高く、以下「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(45.0%)、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(38.6%)などとなっています。



(4) 権利擁護について

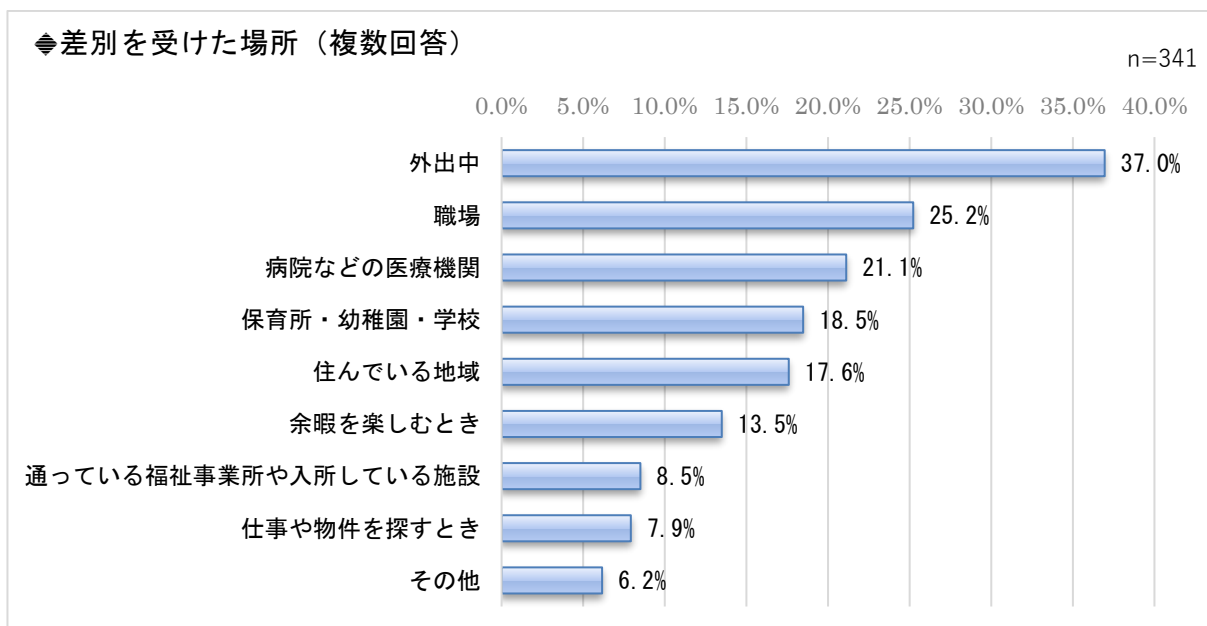
ア 差別や嫌な思いをした経験やその場所

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことの有無については、半数以上が「ない」(54.8%)と答えているものの、「ある」(17.0%)と「少しある」(23.0%)を合わせると4割の方が差別や嫌な思いを経験しています。障がい種類にみると、発達障がいや知的障がい、精神障がいでその傾向が強くなり外見からわかりづらい障がいほど差別を受けた経験が多いことがわかります。



差別や嫌な思いをした場所については、「外出中」(37.0%)が最も高く、「職場」(25.2%)、「病院などの医療機関」(21.1%)の順となっています。

また、少数意見ではありましたが、福祉事業所や入所施設、市役所などの公共機関といった意見も見られました。

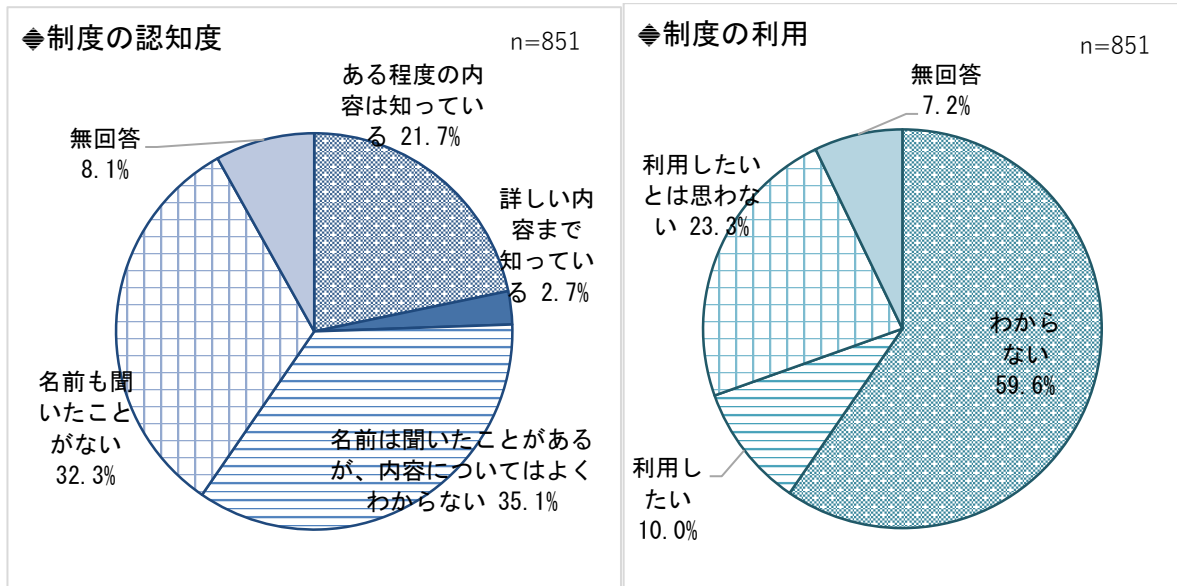


イ 成年後見制度の認知度

成年後見制度とは、知的障がいや精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方々の財産を管理し、介護などの福祉サービスの契約を結ぶ際に不利益を被らないよう法律的に保護・支援する制度です。

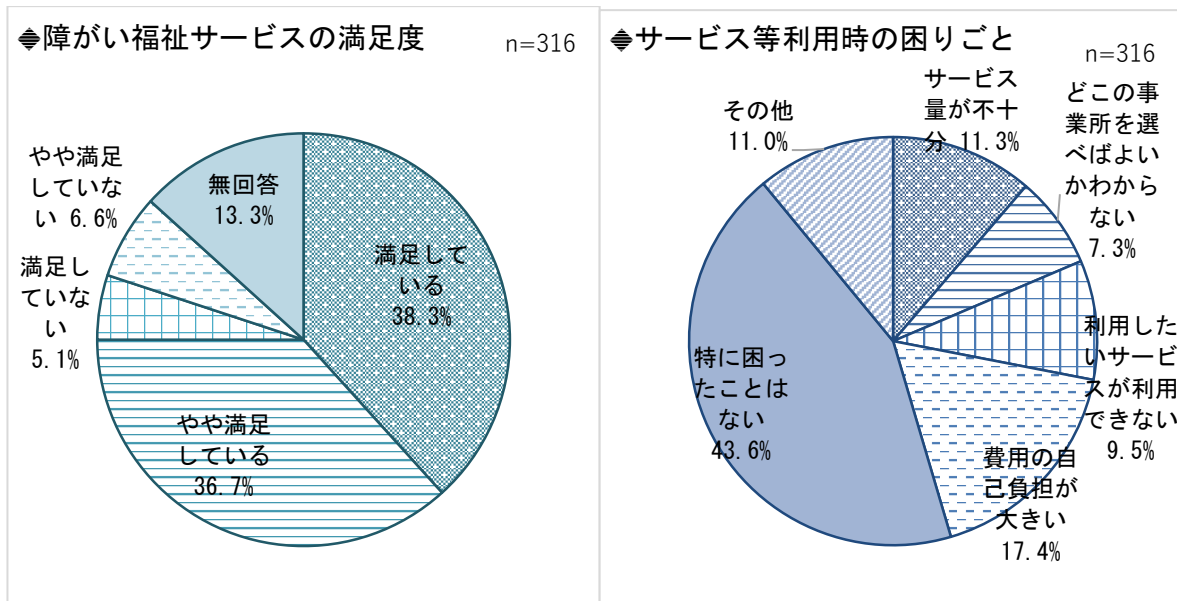
この成年後見制度について、「詳しい内容まで知っている」と回答した方は 2.7%のみで、「ある程度の内容まで知っている」(21.7%)を合わせても24.4%です。「名前は聞いたことがあるが、内容についてはよくわからない」(35.1%)と「名前も聞いたことがない」(32.3%)を合わせると6割以上の方は制度についてはよくわからないと回答しており、制度の認知度は高いとはいえない状況です。

制度の利用については10%が利用したいと思っています。



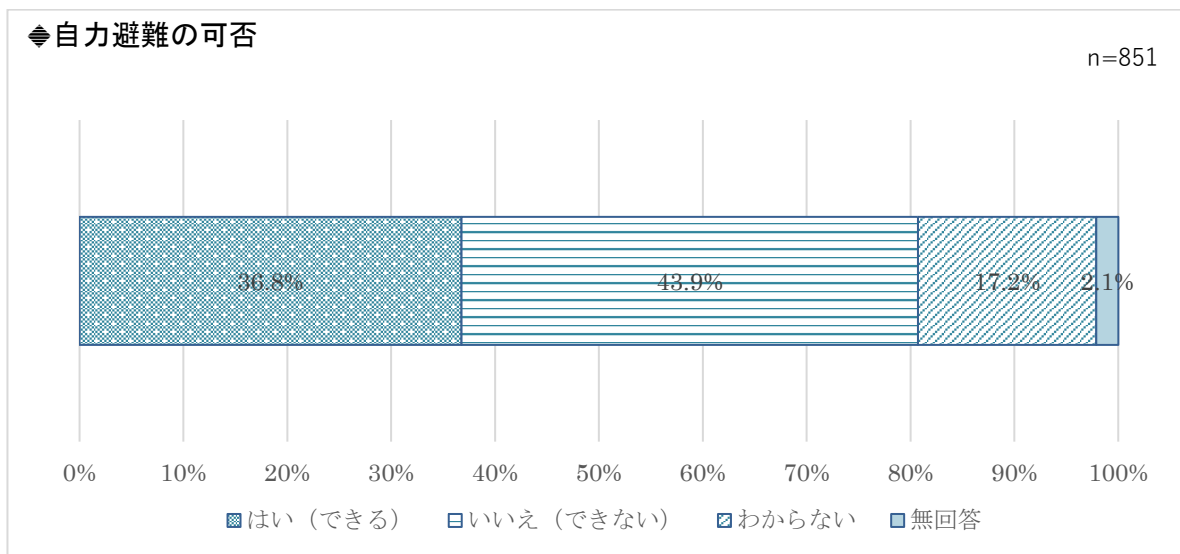
(5) 障がい福祉サービス等の利用について

障がい福祉サービス等の満足度は、満足している(「満足している」「やや満足している」)は75%と、満足していない(「満足していない」「やや満足していない」)の11.7%に比べ多くなっています。満足していない理由としては「費用の自己負担が大きい」「サービス量が不十分」などが多く挙げられています。

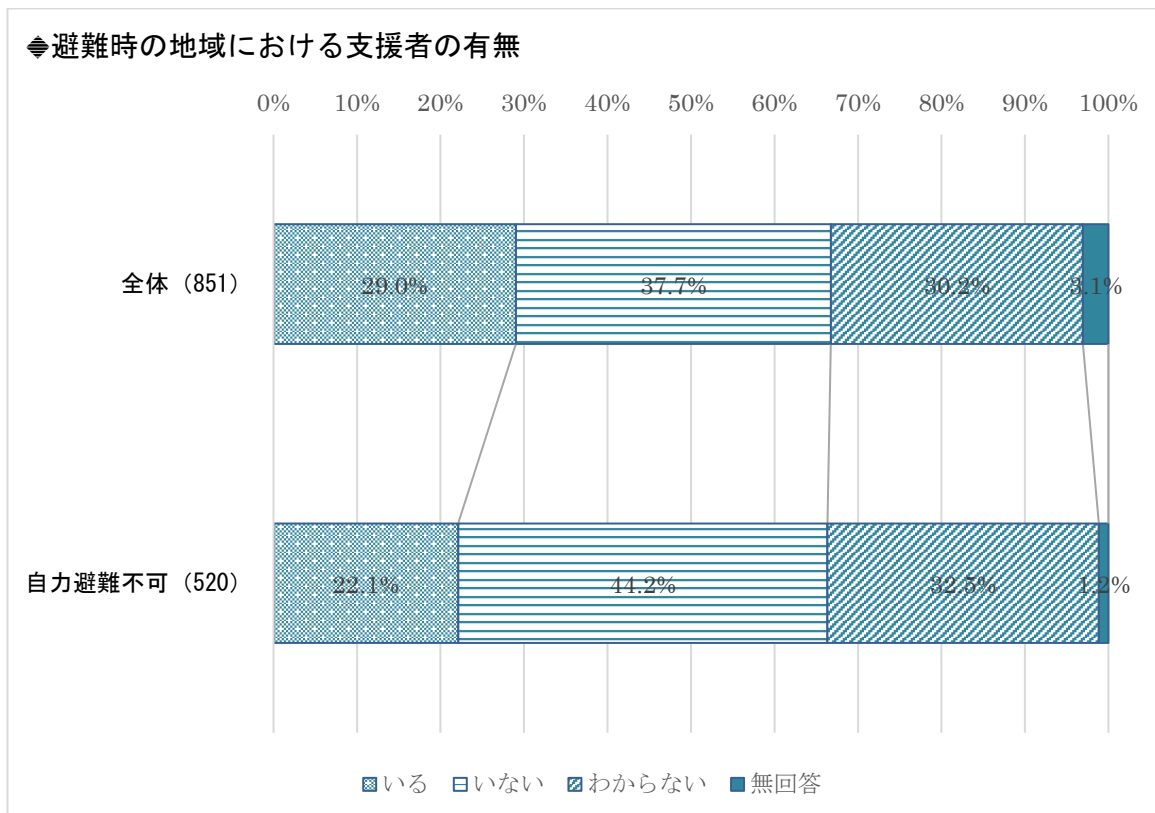


(6) 災害時の避難行動について

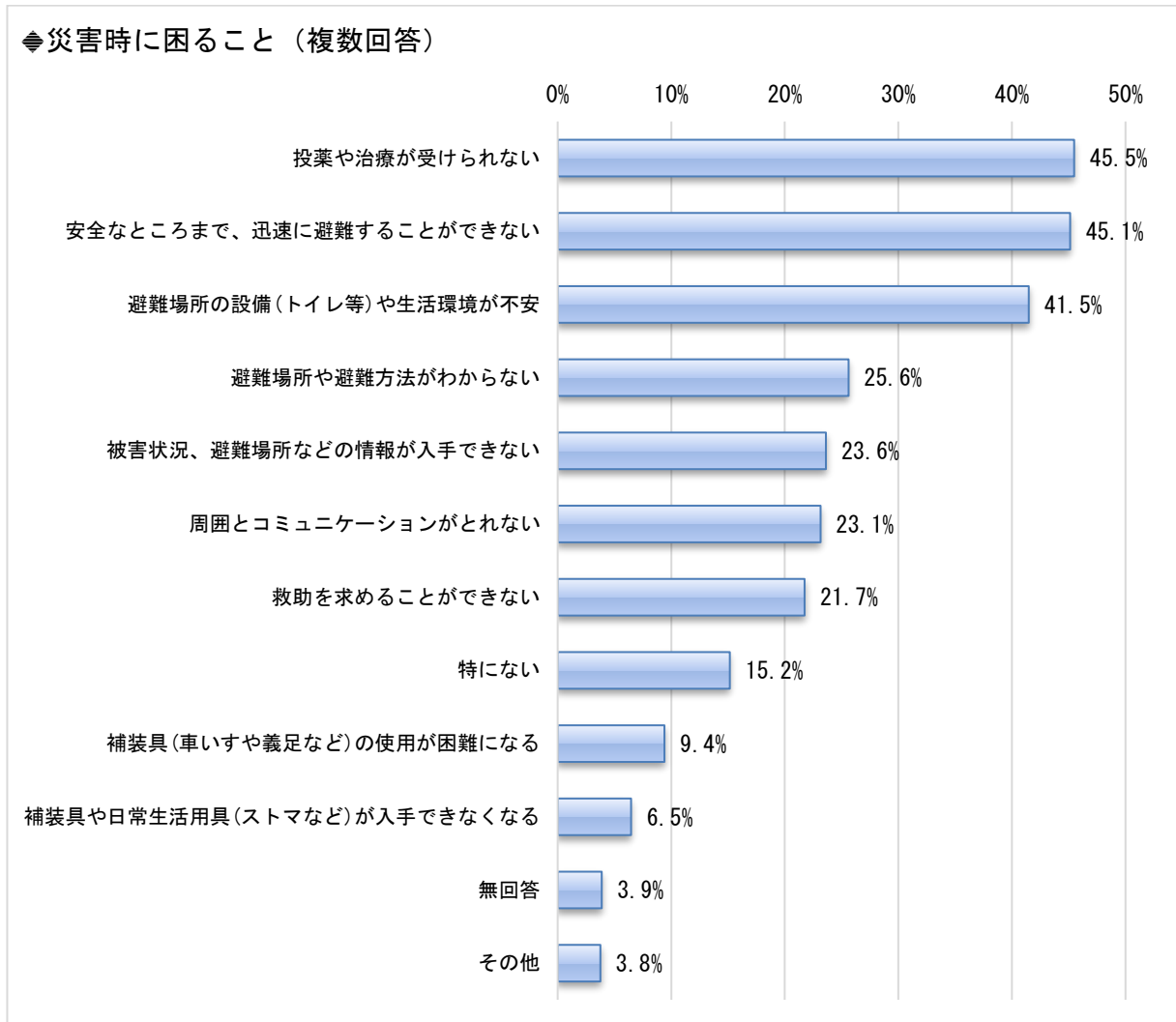
火事や地震、大雨等の災害時に「自力で避難できる」と答えた方は 36.8%である一方、「自力で避難できない」(43.9%)または「わからない」(17.2%)と答えた方は合わせて6割を超えています。



災害時の避難に際し、家族以外の地域での支援者の有無については、回答者全体では「いない」(37.7%)「わからない」(30.2%)が合わせて 67.9%を占めています。さらに「自力で避難できない」と回答された方では「いない」(44.2%)、「わからない」(32.5%)になり、合わせて7割以上に達しています。

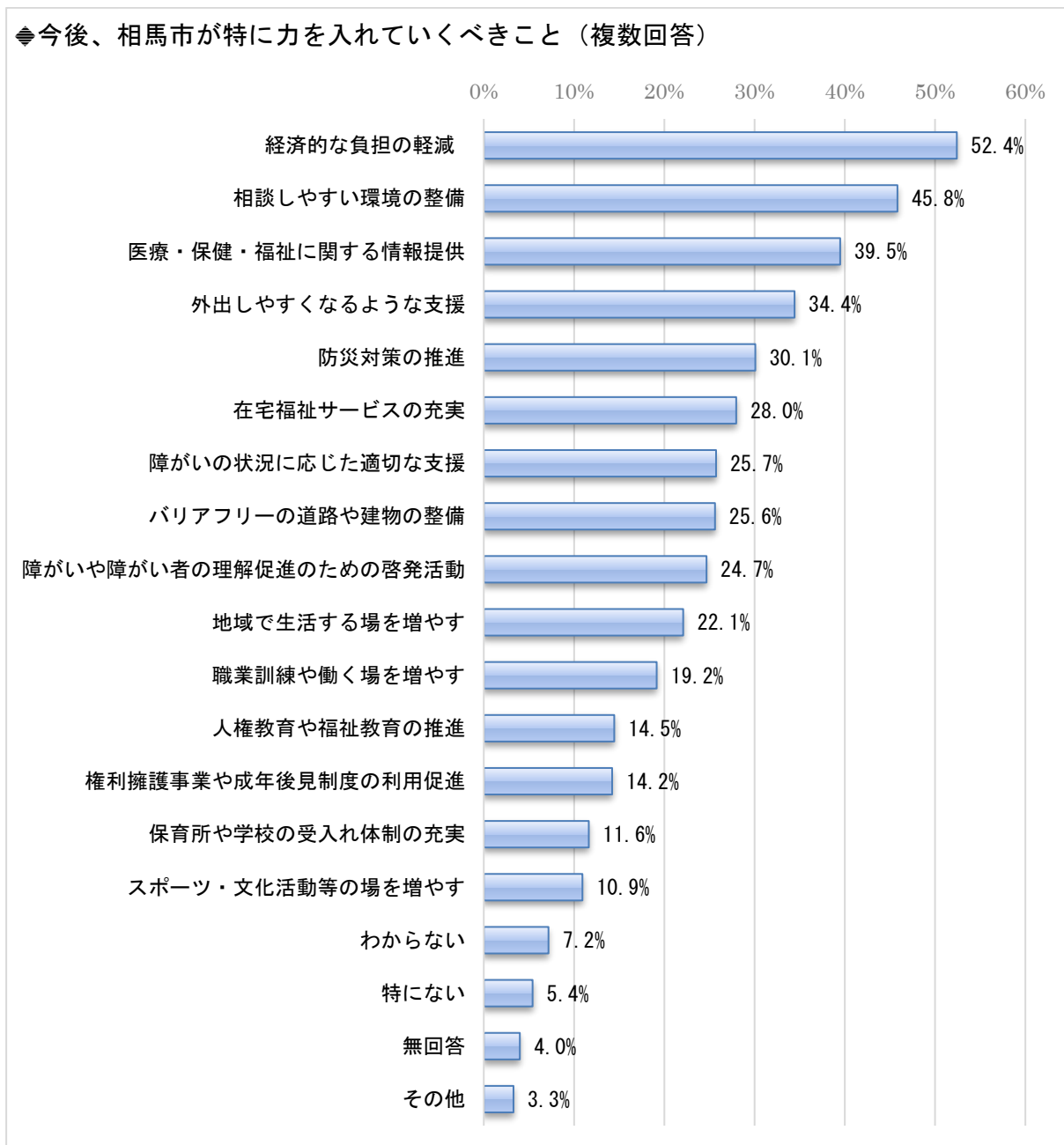


災害時に困ることとしては、「投薬や治療が受けられないこと」(45.5%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(45.1%)、「避難場所の設備や生活環境が不安」(41.5%)、などが高い割合になっています。



(7) 相馬市が力を入れていくべきこと

今後、相馬市が暮らしやすい地域となるために特に力を入れていくべきこととしては、「経済的な負担軽減」(52.4%)が最も多く、「相談しやすい環境の整備」(45.8%)、「医療・保健・福祉に関する情報提供」(39.5%)、外出しやすくなる支援の実施」(34.4%)、「防災対策の推進」(30.1%)「在宅福祉サービスの充実」(28.0%)の順になっています。



第6節 現計画の進捗状況

I 差別解消・権利擁護

- 障がい理由とする差別解消の推進
- 権利擁護体制の充実
- 障がい者の虐待防止の推進

【主な取り組み状況】

- ・障害者週間にあわせ、広報紙等に特集記事を掲載し障がいや障がい者、ノーマライゼーションの理念に対する理解促進に努めました。また、各障がい福祉事業所が、市庁舎において合同販売会を実施することで、障がい者の日常生活の様子や、就労継続支援事業所について市民へ広く周知を行いました。
- ・職員として適切な対応が提供できるように、「障がい者理解に関する研修会」を開催し、障がい者への差別解消に向けた対応への意識高揚や障がい者への合理的配慮の推進を行いました。
- ・自立支援協議会権利擁護部会において、市民向け「障がい理解に関するパンフレット」を作成し、全戸配布しました。
- ・市内の中学校の生徒を対象に、障がい福祉分野だけでなく、介護や保育分野と共同で、介護職理解のための学習支援事業を実施しました。
- ・市内の小中学校の児童生徒へ向けて障がいや障がい者理解のための出前講座を実施しました。

【評価と課題】

- ・障がいのある方への理解促進、合理的配慮についての周知は、概ね実施されているもののアンケートによると、外出時に差別や嫌な思いを感じた方が4割おり、市民の理解が十分に促進されていないことがうかがえます。今後も引き続き、市民や事業所に対しての理解促進につながる取り組みを実施していく必要があります。
- ・アンケートによると成年後見制度の認知度が低いことから制度や市民後見人の仕組みに関する更なる周知・強化に努め、さらに、虐待防止、権利擁護事業等を推進する体制を構築する必要があります。

2 生活支援

- 情報提供・相談支援体制の充実
- 障がい福祉サービス等の充実
- 経済的負担の軽減
- 地域移行・地域定着の推進
- 情報アクセシビリティ(利便性)の推進

【主な取り組み状況】

- ・相談支援について、行政や相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい福祉事業所等関係機関が連携しながら人材育成や質の向上など体制の充実・強化に取り組んできました。相談支援専門員の資質向上のため相談支援事業所学習会を定期的を開催しました。
- ・相談支援事業所と介護保険サービス事業所等で両制度の理解促進のため定期的に意見交換会を開催しました。
- ・障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」に対応するため、地域生活支援拠点等の要綱及びガイドラインを作成し、事業所に登録を勧奨しました。
- ・手話言語に対する理解を深めるとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図り、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現することを目的とした、相馬市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を制定しました。
- ・聴覚障がい者をはじめとする障がい者に対するコミュニケーション支援のため、市役所窓口でタブレット端末を利用し、遠隔手話・文字通話サービスを開始しました。また、窓口に繰り返し使用できる筆記ボードを備えました。
- ・新たに介護サービス事業所を指定基準該当サービス事業所として指定し利用者のサービスの充実に努めました。
- ・日常生活用具の給付において対象品目の見直しを行い、新たに5品目追加しました。

【評価と課題】

- ・相談支援について、行政、基幹相談支援センター、各事業所等が連携して取り組んできましたが、アンケートによると、今後相馬市が特に力をいれていくべきことに、「相談しやすい環境を整備する」が多くあげられており、さらなる相談支援体制の充実・強化が求められています。
- ・障がい者の情報の取得利用・意思疎通の推進の観点から、引き続き、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援を促進することが必要と考えられます。

・令和4年障害者権利条約の日本国審査への総括があったことを踏まえ、精神障がいや知的障がいのある方の地域移行・地域定着を推進するため、関係機関の連携をより強化する必要があります。

3 保健・医療

○障がいの原因となる疾病の予防

○障がいの早期発見・早期療育の促進

【主な取り組み状況】

- ・疾病の早期発見・早期治療のため各種検診を実施しています。
- ・発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育に向けた障がい児等とその家族に対する相談事業について実施しています。
- ・障がいのある方の経済的負担を軽減するため、重度心身障がい者への医療費助成や自立支援医療制度などの実施により医療費の一部助成をしています。
- ・発達障がいの理解や発達障がい児の早期発見のため、子どもや子育て支援、教育等に関わる多くの機関が発達障がい児対策勉強会（相馬郡医師会相馬支部主催）等に参加しました。

【評価と課題】

- ・相談支援専門員や障がい福祉サービス等事業者は支援の対象となる障がいのある方の医療に関する情報を把握したうえで支援を実施する必要があることから連携し、医療に対する知識向上を図る必要があります。

4 教育・子育て

○療育支援体制の充実

○教育体制の充実

○発達障がい児への支援体制の構築

【主な取り組み状況】

- ・障がい児と保護者が安心して生活できるように自立支援協議会子ども支援部会において地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関で情報を共有し、現状や課題を把握し協議しています。
- ・障がい児巡回相談支援員が市内の保育園・幼稚園等を巡回訪問し、施設職員や発達に心配のある児童の保護者等に対し相談・助言等を行っています。

【評価と課題】

・乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援の整備や、障がい児保育や学校等における指導の充実、卒業を控えた本人や保護者に対する進路や就労に係る適切な情報提供等支援を提供していく必要があります。しかしながら、現状では特別な支援を必要とする児童・生徒が増加し、障がいの程度・状況は一人ひとり異なることから個々の障がいや発達状況に合わせた多種多様な教育内容が求められています。また、障がい児の支援にあたっては、その家族に対する相談支援も欠かせないことから、支援者の家族が気軽に相談できるように相談支援体制の充実強化に取り組む必要があります。

・基幹相談支援センターに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置していますが、医療的ケア児の心身の状況などに応じた適切な支援を受けられるように体制整備について、より具体的に協議検討を行う必要があります。

5 雇用・就業

○障がい者雇用の推進

○福祉的就労の充実

○一般就労への移行及び職場定着への支援

【主な取り組み状況】

・自立支援協議会就労支援部会において作成した「就労支援ガイドブック」を活用し、障がい者雇用への理解や各種制度等について情報提供を行いました。

・企業との関係強化を目指し自立支援協議会就労支援部会のなかで、中小企業家同友会から講話をいただき情報交換を行いました。

【評価と課題】

・アンケートによると、就労意向について、全体の約4割が仕事をするを希望しており、そのうち約3割が職業訓練を受けたいと回答しています。また必要とする就労支援として、「職場の障がい者理解」が多くあげられています。障がいのある方が、就労を通して、地域の中で生きがいや働きがいのある生活を送ることができるよう、きめ細かい就労・就労継続支援に関する施策が今後必要になると考えられます。

・法定雇用率の引き上げがなされ、障がい者雇用の需要が高まることが想定されることから、関係機関との連携により障がいの特性に応じた就労機会の拡大や定着への支援を一層強化して行う必要があります。

6 生活環境

- 人にやさしいまちづくりの推進
- 安全で快適な住宅環境の整備
- 災害発生時の支援体制の構築

【主な取り組み状況】

- ・障がい者等の利便性向上のため、市、JR、国が費用を負担し、JR 相馬駅にエレベーターが設置されました。
- ・災害が発生した際に自力で避難することが困難な方で、特に支援を必要とする方を避難行動要支援者として名簿に登載し、災害時の安否確認や避難支援に活用しています。また、名簿の更新や新規登録者の登録案内について、ケアマネジャーや相談支援専門員に依頼し名簿更新頻度の見直しを図り円滑な避難支援に努めています。
- ・障がい者等日常生活用具給付事業において、人工呼吸器等の電気式医療機器を日常的に使用している方を対象に、災害などの停電時にも、安心して生活を送るために非常用電源装置を新たに対象品目として追加する見直しを行いました。

【評価と課題】

- ・アンケートにおいて3割の方が相馬市を「暮らしやすいまち」だと思わないと回答していました。また、「相馬市が力を入れていくべきこと」について、「外出しやすくなるような支援」や「防災対策の推進」「バリアフリーの道路や建物の整備」について多く回答がありました。誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた各種整備が課題となっています。
- ・災害時の避難行動について、6割の方が単独での避難ができないとしており、避難場所への安全な避難、避難後の生活環境に不安を抱えています。今後も、避難行動要支援者名簿への登録の周知や災害時に障がい者等を支援できる専門職のリスト整備の検討をすすめる必要があります。そして、災害時における地域での更なる支援体制の充実が必要です。

7 社会参加

○活動機会の充実

○地域福祉活動の推進

【主な取り組み状況】

- ・自立支援協議会就労支援部会として「市民まつり」や「社協まつり」に参加し、障がい福祉事業所の就労の様子をパネル展示等で紹介し、参加した福祉事業所の社会参加や地域交流の促進を図りました。
- ・福島県ろうあ者スポーツ大会を相馬市において開催し、スポーツを通して心身の健康増進を図るとともに交流の機会を提供しました。
- ・視覚障がい者を知る地域交流会を相馬市において開催し、視覚に障がいのある方への市のサービスについて情報提供を行い、視覚に障がいのある方同士の交流の機会を設けました。

【評価と課題】

- ・障がいの有無に関わらず心身の健康増進を図るため、スポーツやレクリエーション、文化活動等に積極的な参加を促すとともに、交流の機会を提供し、社会参画のための活動を推進する必要があります。
- ・手話奉仕員養成講座等のボランティアの育成や手話講習会を継続して実施し、地域における福祉人材の更なる充実を図る必要があります。